

世田谷区不登校対策アクションプラン（案）について

(付議の要旨)

世田谷区の不登校に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進する「世田谷区不登校対策アクションプラン（案）」をとりまとめたので、報告する。

1 主旨

平成21年5月にまとめた「世田谷区における不登校対策のあり方について」を改定し、平成30年度から平成33年度までの4年間にわたり不登校に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進する「世田谷区不登校対策アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）の策定を進めているが、その案をとりまとめたので報告する。

なお、アクションプランの策定にあたっては、次期新実施計画や第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画などの諸計画との整合を図るとともに、平成33年度に開設予定の世田谷区教育総合センターの教育相談・不登校対策機能の構築と連動させる。

2 策定の背景

世田谷区における不登校児童・生徒数、出現率ともに、全国と同様に増加傾向にあり、指導上の喫緊の課題となっている。さらに、不登校に至る要因や背景が多様化、複雑化しており、対応の困難さも増している。

また、この間、国や東京都による調査研究の成果が相次いで公表され、平成28年12月にいわゆる教育機会確保法が成立し翌年3月に同法に基づく基本指針が示された。いずれにも共通する考え方として、学校復帰のみを目標とせず児童生徒の将来の社会的な自立を目指すこと、家庭への支援等において学校と福祉、医療などの関係機関によるネットワークの構築が必要なことなどが示されており、こうした観点からの新たな取り組みが求められている。

3 案の内容

別紙1及び別紙2のとおり。

別紙1 世田谷区不登校対策アクションプラン案【概要版】

別紙2 世田谷区不登校対策アクションプラン案【本文】

4 今後のスケジュール（予定）

平成30年1月23日 教育委員会（アクションプラン案の報告）

2月 文教常任委員会（アクションプラン案の報告）

3月 アクションプランの策定

第1章 アクションプランの概要

1 世田谷区不登校対策アクションプランについて

(1) 策定の背景

世田谷区教育委員会では、平成21年5月に「世田谷区における不登校対策のあり方」(以下、「あり方」といいます。)を策定し、様々な取組みを実践してきましたが、不登校児童・生徒への支援は依然として喫緊の課題となっています。

平成28年12月にいわゆる「教育機会確保法」が成立し、同法に基づく基本指針において、学校復帰のみを目標とせず児童・生徒の社会的な自立を目指す考え方が示されました。

不登校を取り巻く状況の変化や「あり方」の取組みの振り返りを踏まえ、総合的かつ計画的に不登校対策を推進するために、本プランを策定しました。

【キーワード】

学校復帰のみを目標とせず、児童・生徒の社会的自立をめざす

2 アクションプランの位置付け、計画期間

(1) 本プランの位置付け

- 平成21年5月に策定した「あり方」の改定
- 「教育機会確保法」の施行等、不登校を取り巻く状況の変化に対応し、対策のさらなる充実を図るための行動計画
- 平成33年度開設予定の「世田谷区教育総合センター」における「教育相談・不登校対策機能」の取組み強化を図るための行動計画

(2) 計画の期間

第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画及び次期新実施計画等との整合を図るため、平成30年度から4年を計画期間とします。

【キーワード】

平成30年度～33年度までの具体的な行動計画

第2章 世田谷区の不登校の現状と不登校対策の課題

1 「あり方」で示した不登校対策の取組み状況と引き継ぐ課題

主な取組みの状況

- 月例調査による不登校傾向の児童・生徒の早期把握
- 学び舎単位の情報連携等による未然防止の取組み
- 「不登校相談窓口」を設置し、児童・生徒、保護者を支援
- 「不登校保護者のつどい」を通じた保護者の精神的不安や負担の軽減
- SSW(1)を配置し、福祉的課題を抱える児童・生徒を支援
- ほっとスクールの増設及び施設の再整備に向けた検討
- ほっとスクールの運営における民間ノウハウの活用

引き継ぐ課題

- (1) 学校における子どもに対するきめ細かな支援の充実
 - 不登校対応に関する共通の指針やガイドラインの整備が必要
 - 月例調査の徹底と活用が必要
- (2) 不登校の子ども及び保護者の身近な相談体制の整備や教育相談事業の充実
 - SC(2)やSSWの配置の充実、体制の充実が必要
 - 「不登校保護者のつどい」等、保護者・家庭の悩みや不安を軽減する支援のさらなる充実が必要
- (3) 不登校の子どもへの自立と進路形成に資する居場所の整備・充実
 - 不登校児童・生徒の増加を踏まえ、ほっとスクールの利用状況等の検証やさらなる設置の検討が必要
 - ほっとスクールにおける学習支援や体験プログラムの充実が必要
 - ほっとスクール指導員の企画力やスキルの向上が必要
- (4) 民間施設などとの連携の推進
 - 民間の団体等との定期的な情報共有や意見交換が必要
- (5) 学校間連携、専門機関・地域との連携の強化
 - 医療、福祉など地域にある様々な機関とのさらなる連携が必要
 - 途切れのない一貫した支援の強化が必要

(1)SSW:スクールソーシャルワーカー (2)SC:スクールカウンセラー

2 不登校児童・生徒の現状と分析及び今後の課題

(1) 不登校児童・生徒数の推移等

【現状】・世田谷区の不登校児童・生徒数は全国的な傾向と同様増加傾向にあり、出現率(割合)も高水準で推移している
(世田谷区平成27年度:小学校168人 中学校346人 合計514人)

【課題】・的確な実態把握が必要

・区立小・中学校における情報連携のしくみ、制度づくりが必要

(2) 不登校になったきっかけ

【現状】・不登校の要因は多様化・複雑化している

【課題】・要因を的確にとらえ、個々の状況に応じた効果的な支援が必要

・福祉等と連携した支援や学習支援の一層の充実が必要

(3) 不登校児童・生徒への働きかけと学校復帰率

【現状】・学校における働きかけの効果が低く、学校復帰率も低い

【課題】・学校が的確なアセスメントに基づき適切な支援を行うための共通の指針と、学校の対応を外部から評価し支援する仕組みが必要

(4) 不登校の継続性

【現状】・不登校は継続し、長期化する傾向がある

【課題】・早期からの支援が必要

・不登校の継続による学習の遅れに対応する支援策が必要

(5) 相談機関等において、相談や指導を受けていない不登校児童・生徒

【現状】・必要な支援が受けられないまま自宅で過ごす児童・生徒がいる

【課題】・アウトリーチ型の支援や自宅等学校外における学習支援が必要

・自宅にいる不登校児童・生徒が最も多く関わる保護者、家庭への支援が必要

【キーワード】

的確なアセスメントに基づく適切な支援のための共通の指針
アウトリーチ型の支援や学校外における学習支援
保護者、家庭への支援

第3章 不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方

1 不登校児童・生徒支援の基本的な考え方と4つの取組みの方向性

不登校はどの児童・生徒にも起こり得るものと捉え、基本的考え方を次のとおりとします。

不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行う。

【4つの取組みの方向性】上記の基本的考え方と前章の諸課題を踏まえ、以下の方向性に基づき具体的な取組みを構築します。

《方向性1》一人ひとりに寄り添い続ける。

全児童・生徒保護者の状況を常に把握し、不登校の未然防止、早期把握、初期対応、継続支援と、各段階に応じて計画的・継続的に支援します。

《方向性2》自己肯定感をはぐくむ。

児童・生徒が自信を取り戻す支援を行い、自らの進路を主体的に捉え、将来社会の一員として自立できることを最終目標として取り組みます。

《方向性3》多様で適切な教育機会を確保する。

学校以外の機関や居場所の確保、再チャレンジの機会を提供し、個々の状況に応じた必要な支援を充実します。

《方向性4》ネットワークによる支援を行う。

学校と福祉・医療などの関係者によるネットワークによる支援を推進します。

2 アクションプランの目標

本プランの目標は、4つの取組みの方向性を実現する次の事業の行動量をもって目標とします。

《方向性1》一人ひとりに寄り添い続ける。

・学校内外の支援体制の整備

《方向性2》自己肯定感をはぐくむ。

・ほっとスクールにおける多様なプログラムの開発と充実

《方向性3》多様で適切な教育機会を確保する。

・学校内外における不登校児童・生徒の学びの場、心やすらぐ居場所の確保

《方向性4》ネットワークによる支援を行う。

・学校と教育委員会及び福祉・医療など様々な関係者とのネットワークによる支援の構築

・世田谷区教育総合センターを拠点とした不登校対策の推進

世田谷区不登校対策アクションプラン(平成30年度～平成33年度) 案 概要版

第4章 具体的な取組み

《方向性1》一人ひとりに寄り添い続ける。

《方向性2》自己肯定感を高める。

《方向性3》多様で適切な教育機会を確保する。

《方向性4》ネットワークによる支援を行う。

主な取組み内容

施策の体系(大項目・中項目・小項目)			取組み内容	新規	取組みの方向性	
大項目	中項目	小項目				
児童生徒に対する直接的な支援	1 学校における支援 不登校の初期段階から段階ごとに速やかな対応支援を行うため、より効果的な組織体制を整備するとともに、共通の対応指針の作成に取り組みます。 また、不登校予防の観点から学習支援の充実に取り組みます。	(1) 校内の組織体制の整備	校内における検討の場の指定		1	
			教育相談主任を中心とした支援体制の強化		1	
		(2) 個に応じた継続的な支援	不登校対応ガイドラインの作成・運用		1	
			支援シートに基づく組織的かつ継続的な支援		1	
		(3) 学習支援の充実	放課後教室等の拡充		2	
			I C Tを活用した学習支援の充実		1,2	
		2 校外からの支援 教育委員会が学校の取組みを側面的に支援するため、教育相談環境の整備やチームによる支援体制の整備に取り組むとともに、「教育総合センター」が総合的な不登校対策機能を担うための体制を整備します。 また、行き場を失ったすべての子どもたちが安心して過ごせる多様な居場所を確保します。	(1) 教育相談環境の整備	S CやS S Wの資質向上、配置の充実		1
			(2) チームによる支援体制の整備	教育支援チームの拡充による側面的支援の強化		1,4
			(3) 個に応じた継続的な支援(再掲)	不登校対応ガイドラインの作成・運用(再掲)		1
			支援シートに基づく組織的かつ継続的な支援(再掲)		1	
	(4) 居場所の確保		中間的な居場所の確保		1,2	
			不登校予防の観点からの居場所の確保		1,2	
	3 切れ目のない支援 学校種を越えた支援情報の引継ぎや、関係機関への確実なつなぎに努めます。	(1) 支援情報の引継ぎ	区立小・中学校連携のしくみづくり		1,4	
		(2) 関係機関・地域との連携	中学校卒業後の支援		4	
			就労・就学や「ひきこもり」への支援		4	
環境の整備	1 安心で魅力ある学校づくり 不登校の未然防止のため、安心で魅力ある学校・学級づくりを推進します。学校や学級が、知識や経験を楽しく学べる場、自己肯定感を高められる場となるよう、学習支援や教育活動の充実を図ります。	(1) 教員研修の体系化と一層の充実	教員研修の体系化		1	
			カウンセリング研修の実施		1	
			教育相談主任研修の実施		1	
		(2) 学習支援の充実(再掲)	放課後教室等の拡充(再掲)		2	
			I C Tを活用した学習支援の充実(再掲)		1,2	
			(3) 特色ある教育活動の充実	自己肯定感を高める体験活動の拡充		2
	2 多様な教育機会の確保 不登校の状態に至ると、学校のカリキュラムに沿った学習が困難になることから、児童・生徒一人ひとりの状況を踏まえ、必要な学習や体験を継続できるような教育環境の保障に取り組みます。	(1) ほっとスクールの充実	ほっとスクール施設の整備		3	
			民間ノウハウの活用による学習・体験活動等の充実		3	
			ほっとスクールにおけるI C T等を活用した学習支援		3	
			ほっとスクールのスタッフを対象とした研修の充実		3	
		(2) 特別支援学級等における指導	特別支援学級等における指導		3	
		(3) 夜間中学校における受入れ	夜間中学校における受入れ		3	
		(4) I C Tを活用した学習支援	I C T等を活用した自宅等学校外における学習の支援		3	
		(5) フリースクール等民間施設、団体との関係の構築	(仮称)連絡協議会の設置		3,4	
		(6) 関係機関・地域との学習支援における連携	保健福祉領域と連携した支援情報の提供		3,4	
者の支援へ 保護者	1 支援の充実 保護者・家庭に寄り添った支援の充実に取り組みます。	(1) 心理的負担の軽減	保護者のつどいの充実		1	
		(2) 不登校理解の促進	「保護者向けハンドブック」の作成・活用		1	
			地域・家庭への理解促進		1	

- 1 - (2) 個に応じた継続的な支援
不登校対応ガイドラインの作成・運用
不登校の予防から初期対応、事後対応の各段階における対応の指針として、教育委員会がガイドラインを作成し、学校はそれに基づく具体的な支援を行います。

- 1 - (3) 学習支援の充実
I C Tを活用した学習支援の充実
児童・生徒の学習に対する興味・関心を高め、学習意欲の向上を図るとともに、より一層わかる授業の実現に向けてI C Tを活用した学習支援の充実を図ります。

- 2 - (2) チームによる支援体制の整備
教育支援チームの拡充による側面的支援の強化
未然防止を含む不登校の各段階に応じて、福祉、保健、医療など様々な関係機関や専門家による多角的な支援が連携した、ネットワークによる支援体制の構築を検討します。現行の「教育支援チーム」の複数設置等、拡充する方向で検討を進め、試行的な取組みを経て「教育総合センター」の不登校対策機能につなげます。

- 2 - (4) 居場所の確保
不登校予防の観点からの居場所の確保
心安らぐ居場所を求める児童・生徒のニーズを把握した場合に、区の公共施設等が共通認識の下、児童・生徒を受け止める体制を検討し実施します。
想定対象施設 図書館、児童館、青少年交流センター、新B O P等

- 2 - (5) 不登校対策機能の構築
「世田谷区教育総合センター」における不登校対策機能の構築
平成33年度開設予定の教育総合センターで不登校対策を総合的に推進するための体制を整備します。

- 2 - (1) 「ほっとスクール」の充実
民間ノウハウの活用による学習・体験活動等の充実
平成31年2月開設予定のほっとスクール「希望丘」の運営を民間団体等へ委託します。民間のノウハウを活かした効果的な学習手法、魅力的な体験プログラムを開発・実践し、その成果を直営の2か所のほっとスクールにおいて活用します。

- 1 - (2) 不登校理解の促進
地域・家庭への理解促進
地域や家庭における不登校理解の促進のため、多くの方々に参加できる学習機会のしくみの構築等、P T Aや家庭教育学級と連携した取組みについて検討します。

第5章 計画の推進体制

・取組みの進捗状況について、年度ごとに確認、必要に応じた見直しを行うとともに、世田谷区不登校対策検討委員会へ報告し、意見をいただきます。
・Q - U調査、教育相談室やほっとスクール等の教育相談事業、保健福祉領域で実施する生活実態調査等を通じて、当事者である不登校児童・生徒とその保護者の声を的確に捉え、本プランの見直しに反映させます。

世田谷区不登校対策アクションプラン
(平成30年度～平成33年度)
(2018) (2021)

案

平成30年1月
世田谷区教育委員会

はじめに

調整中

目 次

第1章 アクションプランの概要	1
1 世田谷区不登校対策アクションプランについて	2
(1) 策定の背景	2
(2) 不登校対策における国・都・区の動き	3
2 アクションプランの位置付け、計画期間	7
(1) 本プランの位置付け	7
(2) 計画の期間	7
(3) 他の計画との関係	7
第2章 世田谷区の不登校の現状と不登校対策の課題	9
1 「あり方」で示した不登校対策の取組み状況と引き継ぐ課題	10
(1) 学校における子どもに対するきめ細かな支援の充実	10
(2) 不登校の子ども及び保護者の身近な相談体制の整備や 教育相談事業の充実	11
(3) 不登校の子どもの自立と進路形成に資する居場所の整備・充実	12
(4) 民間施設などとの連携の推進	14
(5) 学校間連携、専門機関・地域との連携の強化	14
2 不登校児童・生徒の現状と分析及び今後の課題	22
(1) 不登校児童・生徒数の推移等	22
(2) 不登校になったきっかけ	23
(3) 不登校児童・生徒への働きかけと学校復帰率	23
(4) 不登校の継続性	24
(5) 相談機関等において、相談や指導を受けていない不登校児童・生徒	24
第3章 不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方	29
1 不登校児童・生徒支援の基本的な考え方と4つの取組みの方向性	30
(1) 不登校児童・生徒支援の基本的考え方	30
(2) 4つの取組みの方向性	30
2 アクションプランの目標	31

第4章 具体的な取組み	33
児童・生徒に対する直接的な支援	35
1 学校における支援	35
(1) 校内の組織体制の整備	35
(2) 個に応じた継続的な支援	35
(3) 学習支援の充実	36
2 校外からの支援	36
(1) 教育相談の環境の整備	37
(2) チームによる支援体制の整備	37
(3) 個に応じた継続的な支援(再掲)	37
(4) 居場所の確保	38
(5) 不登校対策機能の構築	38
3 切れ目のない支援	39
(1) 支援情報の引継ぎ	39
(2) 関係機関・地域との連携	39
環境の整備	40
1 安心で魅力ある学校づくり	40
(1) 教員研修の体系化と一層の充実	40
(2) 学習支援の充実(再掲)	40
(3) 特色ある教育活動の充実	40
2 多様な教育の機会の確保	41
(1) 「ほっとスクール」の充実	41
(2) 特別支援学級等における指導	41
(3) 夜間学級における受け入れ	42
(4) ICTを活用した学習支援	42
(5) フリースクール等民間施設、団体との関係の構築	42
(6) 関係機関・地域との学習支援における連携	42

保護者・家庭への支援	44
1 支援の充実	44
(1) 心理的負担の軽減	44
(2) 不登校理解の促進	44
第5章 計画の推進体制	69
1 進捗状況の確認	70
2 今後の検討体制	70
3 児童・生徒、保護者の意見の反映	70
資料編	71

第1章 アクションプランの概要

第1章では、世田谷区不登校対策アクションプランの策定にあたり、国や東京都の動向など、世田谷区を取り巻く状況や策定の背景を捉えるとともに、計画の位置付けや計画期間等の基本的事項を定めます。

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）。

文部科学省「学校基本調査」より

1 世田谷区不登校対策アクションプランについて

(1) 策定の背景

世田谷区教育委員会では、不登校児童・生徒への支援を指導上の大きな課題ととらえ、平成20年8月に「世田谷区不登校対策検討委員会」(学識経験者、区民代表、区立小中学校校長代表などで構成)を設置し、区における不登校対策の基本的な方向性の検討を開始しました。その後、平成21年5月に「世田谷区における不登校対策のあり方について」(以下、「あり方」という。)を策定し、第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画に「不登校等への取り組みの充実」を掲げ、学校はもとより、学校外においても様々な取り組みを実践してきました。

学校においては、学校全体での組織的な対応や各調査における状況把握、不登校に関する研修の充実や学校における居場所づくりの確保等に取り組み、教育委員会においては、「不登校相談窓口」の設置、スクールカウンセラーによる全員面接、スクールソーシャルワーカーの導入、教育相談室による学校支援(校外アドバイザー)「ほっとスクール」(教育支援センター)の整備・運営に取り組みました。「ほっとスクール」については、3か所目となるほっとスクール「希望丘」の開設準備に取り組みるとともに、既存のほっとスクール「城山」の平成33年度開設予定の世田谷区教育総合センターへの移転・再整備に向けた取り組みを進めています。また、「保護者のつどい」の開催などにより、児童・生徒やその保護者の支援などにも取り組んできました。

その結果、一定の成果を上げてきたものがある一方、世田谷区における不登校児童・生徒数、出現率は、全国的な傾向と同様に増加傾向にあり、生徒指導上の喫緊の課題となっています。さらに、不登校に至る要因や背景が多様化、複雑化しており、対応の困難さも増しています。

この間、国では、関係者の様々な努力にもかかわらず依然として不登校児童・生徒数が高水準で推移していることを受け、平成27年1月からあらためて不登校に関する調査研究を開始し、平成28年9月に不登校児童・生徒を支援する上での基本的な姿勢や考え方を新たに示しました。

また、東京都も平成27年5月に、教育関係者をはじめ福祉、医療、民間支援団体等の関係者による検討委員会を設置し、平成28年2月に報告書を公表しました。

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下、「教育機会確保法」という。)が成立し、不登校児童・生徒を国や自治体が支援することが初めて明記され、平成29年3月には文部科学省により同法に基づく基本指針が示されました。

いずれにも共通する視点として、不登校を「問題行動」として判断するのではなく、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉え、

学校復帰のみを目標とせず児童・生徒の将来の社会的な自立を目指すこととしています。このことは、不登校対策における従来の考え方の一部について転換を求めているものといえます。

そうした考えを前提に、学校以外の多様で適切な学習の重要性、休養の必要性、学校と福祉、医療などの関係機関によるネットワークの構築の必要性なども示されています。

世田谷区教育委員会では、こうした不登校を取り巻く状況の変化や「あり方」の取組みの振返りを踏まえ、今後の不登校対策のあり方、それに基づく具体的な取組み内容を取りまとめた上で、総合的かつ計画的に不登校対策を推進するために、今後4年間の「世田谷区不登校対策アクションプラン」(以下、「本プラン」という。)を策定しました。

(2) 不登校対策における国・都・区の動き

以下に本プラン策定の背景となる不登校対策における国、東京都、世田谷区の動きをまとめました。

国の動向

・平成元年7月

有識者による「学校不適応対策調査研究協力者会議」が発足。登校拒否問題への対応に関する基本的な在り方について検討を開始。平成2年11月に「中間まとめ」を公表し、登校拒否はどの子どもにも起こりうるものであるという視点に立つことが必要と明記

・平成4年3月

「学校不適応対策調査研究協力者会議」が「登校拒否(不登校)問題について」を最終報告。国はそれを受け、教育委員会における取組みの充実として「学校以外の場所に登校拒否の児童生徒を集め、その学校生活への復帰を支援するための様々な指導・援助を行う『適応指導教室(教育支援センター)』について、その設置を推進するとともに指導員や施設設備等の充実に努めること。」等を通達

・平成15年3月

有識者による「不登校問題に関する調査研究協力者会議」が「今後の不登校への対応の在り方について」を最終報告。不登校をどの子どもにも起こりうることとしてとらえ、当事者への理解を深めるとともに、本人の進路や社会的自立のために、対策の重要性を認識する必要があること等を改めて通達に明記

・平成17年7月

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行。特別の教育課程を編

成して教育を実施することができる不登校特例校の設置事業が全国化

- ・平成23年度
文部科学省が、平成18年度に不登校であった生徒の5年後の状況等の追跡調査である「不登校に関する実態調査」を実施
- ・平成28年7月
「不登校に関する調査研究協力者会議」が「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」を報告。不登校児童・生徒への支援の視点として、「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」を明記
- ・平成28年12月
「教育機会確保法」が成立。国・地方公共団体は、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性や休養の必要性を踏まえ、不登校児童・生徒の状況に応じた学習活動が行われるよう必要な措置を講じることなどを規定
- ・平成29年3月
文部科学省が「教育機会確保法」に基づく「基本指針」を教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための指針として策定

東京都の動き

- ・平成5年度
不登校生徒数が多い中学校に対する不登校加配教員の配置を開始
- ・平成7年度
児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーの配置を開始。
平成15年度から全公立中学校に配置、平成25年度から全公立小・中学校に配置
- ・平成20年度
不登校等の改善を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村の支援を開始
- ・平成21年度から
不登校等の児童・生徒を学校復帰、就学、就労に導く支援の推進に向けた意識啓発を行うため、不登校・若者自立支援フォーラムを開催
- ・平成28年2月
不登校・中途退学対策検討委員会が報告書を公表
- ・平成29年2月
教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会が報告書を公表

世田谷区の動向

- ・平成7年6月

- 不登校対策として、ほっとスクール「城山」(教育支援センター)を開設
- ・平成9年度
スクールカウンセラーの配置をモデル事業として開始。平成15年度から区内全小・中学校に配置
 - ・平成9年9月
ひきこもり対策として、メンタルフレンド派遣事業を開始
 - ・平成14年7月
不登校対策として、ほっとスクール「尾山台」を開設
 - ・平成15年5月
「不登校保護者のつどい」を都の受託事業として開始。(平成19年度から区単独事業として実施)
 - ・平成17年3月
区の今後10年間の教育の方向性を示す「世田谷区教育ビジョン」を策定
 - ・平成20年8月
「世田谷区不登校対策検討委員会」(学識経験者、区民代表、区立小中学校校長代表などで構成)を設置し、区における不登校対策の基本的な方向性の検討を開始
 - ・平成21年5月
上記検討委員会が「世田谷区における不登校対策のあり方について」を報告
 - ・平成23年5月
「不登校相談窓口」を総合教育相談室に設置
 - ・平成25年9月
「世田谷区基本構想」を策定。「子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する」など9つのビジョンを提示。平成26年3月には、「世田谷区基本計画」と「世田谷区新実施計画」を策定し、不登校対策を含めた教育分野などで具体的な取組みを進めることを明記
 - ・平成26年2月
「旧希望丘中学校跡地活用方針」を策定。砧地域に新たな(3か所目の)ほっとスクールの整備を明記
 - ・平成26年3月
「第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画」を策定
 - ・平成27年9月
「若林小学校跡地活用方針」を策定。建物が老朽化している「ほっとスクール城山」の移転、再整備を明記
 - ・平成28年12月
「世田谷区不登校対策検討委員会」を開催。平成21年5月の「世田谷区における不登校対策のあり方について」を見直し、今後の区における不登校対策の基本的な方向性を検討(平成29年7月まで5回開催)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

(教育機会確保法)(要点)

教育機会確保法は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等を総合的に推進することを目的として、平成28年12月に公布された。

地方公共団体の責務として、以下の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を策定、実施する事が規定されている。

基本理念(第3条)

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努めるものとしている。

不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

なお、本法の施行にあたり、衆議院及び参議院の文部科学委員会より付帯決議が示され、政府及び関係者は以下の事項について特段の配慮をすべきであるとしている。

- ・不登校児童生徒に対する支援に当たっては、不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないよう配慮するとともに、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること。
- ・不登校は学校生活その他の様々な要因によって生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るとの視点に立ち、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
- ・例えばいじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。
- ・不登校児童生徒の環境や学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること。
- ・不登校特例校や公立の教育施設の運用においては、本人の意思を尊重することが重要であり、不登校となった児童生徒が一般の学校・学級で学ぶ権利を損ねることのないようにすること。
- ・不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。

2 アクションプランの位置付け、計画期間

(1) 本プランの位置付け

平成21年5月に策定した「世田谷区における不登校対策のあり方について」の改定をするとともに、不登校児童・生徒の増加や「教育機会確保法」の施行等、不登校を取り巻く状況の変化に対応し、不登校対策の更なる充実を図るため、具体的な行動計画を定めたものです。

また、世田谷区教育委員会では、幼稚園・保育所等と小・中学校を積極的に支援する『学校教育の総合的バックアップセンター』として「世田谷区教育総合センター」を整備すべく、平成29年6月に「世田谷区教育総合センター構想」をとりまとめ、平成33年度開設に向けた検討を進めています。

「世田谷区教育総合センター」には、「教育研究・教職員研修」「教育情報の収集・提供」「教育相談・不登校対策」「幼児教育センター」「学校支援」「地域連携」の6つの機能を構想しており、「世田谷区教育総合センター」の開設以降、同センターが不登校対策の推進・支援の拠点となります。

本プランは、「世田谷区教育総合センター」の開設も視野に入れ、同センターの「教育相談・不登校対策」機能の構築と取組みの強化を図るための行動計画となります。

(2) 計画の期間

第2次世田谷区教育ビジョン第2期行動計画及び次期新実施計画等との整合を図るため、平成30年度(2018年度)から平成33年度(2021年度)の4年間を計画期間とします。【図表1】

(3) 他の計画との関係

本プランは、次の諸計画等との調和や整合性が保たれた計画とします。

世田谷区の計画

- ・ 世田谷区基本計画及び世田谷区新実施計画
- ・ 第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画
- ・ 世田谷区教育総合センター構想
- ・ 世田谷区特別支援教育推進計画(第2期)
- ・ 世田谷区教育の情報化推進計画・第2期行動計画
- ・ 世田谷区子ども計画(第2期)

【図表2】

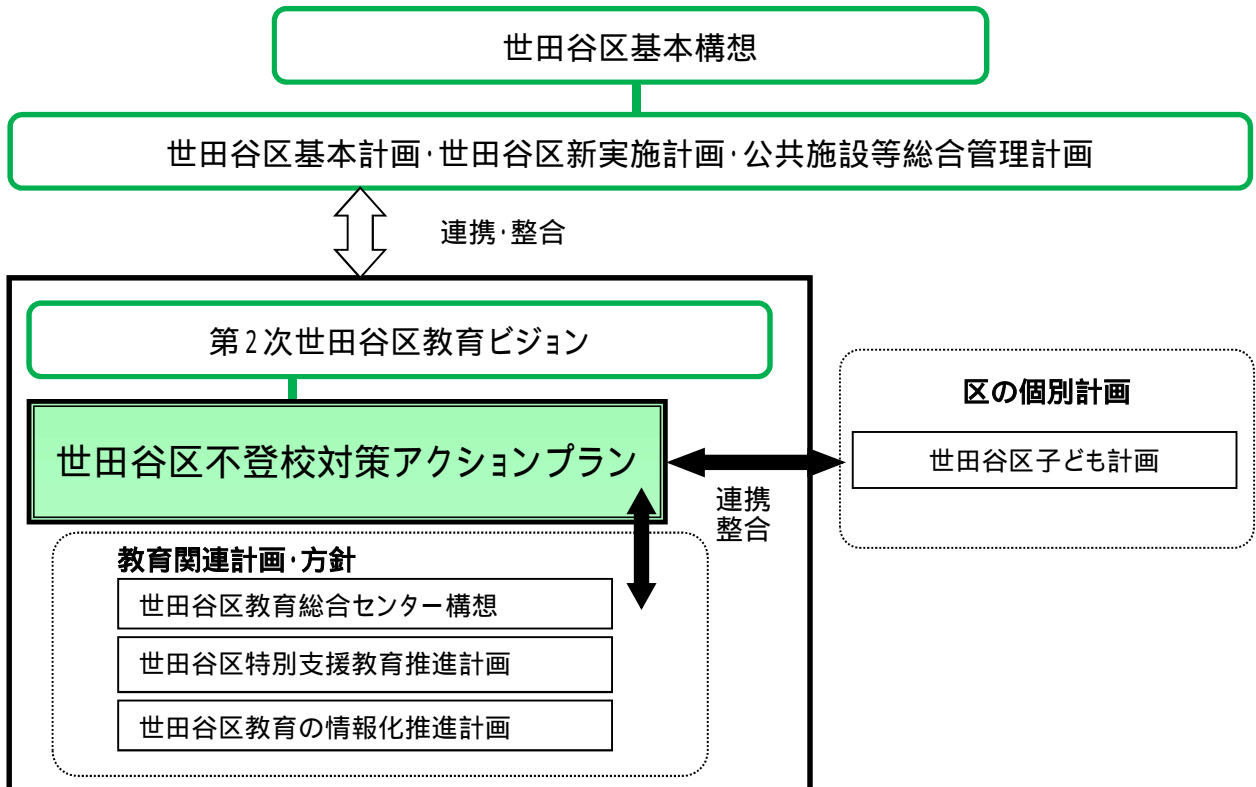
関係法令

- ・ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

計画期間【図表 01】

平成 27年度 2015年	平成 28年度 2016年	平成 29年度 2017年	平成 30年度 2018年	平成 31年度 2019年	平成 32年度 2020年	平成 33年度 2021年	平成 34年度 2022年	平成 35年度 2023年
世田谷区における不登校対策のあり方 (平成21年度～)			世田谷区不登校対策アクションプラン					
世田谷区特別支援教育 推進計画(第1期)			世田谷区特別支援教育推進計画(第2期)			調整計画		
世田谷区教育の情報化推進計画								
第1期行動計画			第2期行動計画			調整計画		
世田谷区子ども計画(第2期)								
第1期行動計画			第2次世田谷区教育ビジョン			調整計画		
			第2期行動計画			調整計画		
世田谷区基本計画								
世田谷区新実施計画			世田谷区新実施計画			調整計画		

他の計画との関係(イメージ図)【図表 02】



第2章 世田谷区の不登校の現状と不登校対策の課題

第2章では、「世田谷区における不登校対策のあり方について(平成21年5月)」に基づく取り組み状況を振り返ると共に、世田谷区の不登校の現状と課題を把握し、本プランの施策展開に向けた課題を整理します。

1 「あり方」で示した不登校対策の取組み状況と引き継ぐ課題

教育委員会では、平成21年5月に策定した「あり方」に基づき、「学校における子どもに対するきめ細かな支援の充実」、「不登校の子ども及び保護者の身近な相談体制の整備や教育相談事業の充実」、「不登校の子どもの自立と進路形成に資する居場所の整備・充実」、「民間施設などとの連携の推進」、「学校間連携、専門機関・地域との連携の強化」の5つを掲げ、様々な施策を展開してきました。

学校内においては、学校全体における組織的な対応、調査等による不登校児童・生徒の実態把握、教室外の居場所づくりや人的支援等きめ細かな支援に努めてきました。

また、教育相談では、不登校の相談支援を行うための専門窓口として「不登校相談窓口」を設置し、児童・生徒、保護者のみならず学校の教員等からの相談も行ってきました。さらに、心理教育相談員やスクールカウンセラー(以下、「SC」という。)の配置の強化を行うとともに、スクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という。)の導入など、専門家による支援体制の充実も図ってきました。

保護者に対する支援では、従来からの「不登校保護者のつどい」により、保護者の悩みの軽減を図ることを重視しつつ、進路に関する具体的な情報提供を行い、将来への不安にも寄り添った支援を行って来ました。

不登校児童・生徒の学校外の居場所としては、3か所目のほっとスクールとしてほっとスクール「希望丘」を(仮称)希望丘複合施設内に整備する予定で、平成30年度末の開設に向け取り組んでいるところです。

これまでの取組みによってそれぞれ成果を上げてきましたが、区内の民間機関との連携や専門機関との連携などについては、強化のためのさらなる検討が必要です。

以下に、これまでの「あり方」の主な取組み状況や課題、本プランに引き継ぐ取組みを整理しました。(17頁以降に一覧を掲載【図表03】)

(1) 学校における子どもに対するきめ細かな支援の充実

子どもの行動や状態の変化を早めに察知し、速やかにきめ細かな対応や支援を行い、不登校の未然防止につなげるため、学校での支援体制の充実を図ってきました。また、教員の児童・生徒への理解の深化を図るための研修を実施するとともに、教室以外の環境を整えるなど、学校全体で協働して支援を行って来ました。

主な取組みの状況

- ・ 校長のリーダーシップの下で、副校長、養護教諭や担任、SCなどが連携を密にして支援をするため、管理職研修等で不登校対策に特化した支援体制整備を図ることを目的とした講座を実施。
- ・ 不登校児童・生徒一人ひとりの不登校に至った経緯や、家庭の状況、心の状態

などを深く理解するために、区独自の月例調査やQ - U調査等を活用するとともに、管理職や教員が日ごろから児童・生徒の様子や変化を注意して見て、適切な支援や対応を図ることに努めています。

- ・校内委員会やケース会議の設置、SCの全員面接と学び舎での小・中を見通した情報共有などによる不登校の未然防止に取り組むとともに、学年や学校全体で協働して支援を行う体制の整備を進めました。
- ・教員の不登校に関する意識の向上や実践的な対応力の向上を目指し、教育相談研修において、不登校講座を実施しました。
- ・不登校ぎみの児童・生徒が学校に登校しても、教室に入れない状態であることも考慮し、保健室登校など学校内で安心できる居場所づくりや学習の支援や見守りのため、「学校包括支援員」を全校に配置するなど、環境を整えました。

引き継ぐ課題

- ・こうした学校での取組みにより、平成27年度は小学校で26.8%、中学校で16.5%の児童・生徒が学校復帰を果たしていますが、対応に迷いやばらつきがある、組織的な対応ができていないなど、結果として効果的な支援につながっていない例もあります。
- ・不登校への対応に関する共通の指針やガイドラインの作成、月例調査の十分な活用が課題となっており、今後、不登校への対応は特に初期の段階の適切な対応が極めて重要となることを念頭に、調査の徹底や共通のガイドラインの整備、成功事例の共有、研修の充実等を図り、不登校対応の質的向上を図る必要があります。

(2) 不登校の子ども及び保護者の身近な相談体制の整備や教育相談事業の充実

不登校の児童・生徒の支援には、児童・生徒はもとより保護者が抱えている悩みや不安などを相談できる場や、個々の児童・生徒の状態に応じた、各種教育相談の充実が必要です。不登校の相談窓口の設置や相談員を拡充するとともに、保護者の支援やひきこもりへの対応を行いました。

主な取組みの状況

- ・平成23年5月に「不登校相談窓口」を設置し、児童・生徒、保護者、学校関係者からの相談に応じ、教育相談員などが関係機関の紹介も含め、支援をしています。
- ・教育相談室の相談体制を充実させるため、相談室の諸室の充実を図り、心理教育相談員を増員しました。また、家庭環境などで福祉面の支援を必要とする子どもや家庭に対しては、きめ細かな対応を図るため、平成22年度からSSWを配置し、学校を巡回するほか、教員とともに家庭訪問するなど家庭環境の改善を図ってきました。

- ・スクールカウンセラーについては、東京都の活用事業を活用しながら配置の強化を図り、現在ではSCは、学校内における心理の専門家として、確固たる位置を確立しています
- ・保護者への支援については、「不登校保護者のつどい」を毎月1～2回程度、合計年18回、夜間も含め実施しています。子どもが不登校になると、保護者は悩みを一人で抱え込み、孤立している場合もあります。同じ経験をもつ保護者同士が語り合い、辛さを分かち合うことで保護者の精神的不安や負担の軽減を少しでも図ることを目的としています。また、進路に関しては、高校の教員による説明会を実施し、具体的な情報を提供しています。
- ・家に閉じこもり、閉じこもりがちな、児童・生徒には、兄や姉のように接してくれる青年（メンタルフレンド）を家庭に派遣し、遊びなどを通して話し相手となり、心を開き元気が出るような支援をしてきました。

引き継ぐ課題

- ・こうした教育相談体制の充実により、相談件数は年々増え、心理教育相談員はじめSCとSSWが学校や関係機関などと連携し、つなぎ役や調整役を果たし、環境の改善を図ることが出来ています。しかし、不登校に家庭の福祉的な課題が強く影響することは明らかであり、未だ埋もれたニーズが存在するものと考えられ、SSWの充実を検討する必要があります。また、SSWの活動をより効果的なものとするため、その活動内容を評価し、指導・助言するスーパーバイズを検討する必要があります。
- ・SCには、特別支援教育を進める上でも新たな役割が期待されている中、小中情報連携の重要性も踏まえて適正な配置について検討し、体制の充実を図っていく必要があります。
- ・「不登校保護者のつどい」は、不登校児童・生徒をもつ保護者の悩みや不安に寄り添い、その軽減において大きな成果を上げています。保護者の安心が児童・生徒の安心につながることから、今後、さらなる周知に努めるとともに、「ほっとスクール」の保護者の支援等、さらなる取組みを進める必要があります。
- ・メンタルフレンド派遣事業は、引きこもり対策において有効な方策の一つですが、派遣件数が少なく、ニーズの分析を行う必要があります。

(3) 不登校の子どもの自立と進路形成に資する居場所の整備・充実

様々な要因などで在籍校の中での「居場所」を見出せない不登校の児童・生徒にとっては、在籍校以外でも安心して過ごし、学ぶことは重要であり「ほっとスクール」(教育支援センター)や「居場所」となる施設の充実に取り組みました。

主な取組みの状況

- ・ほっとスクールは、区内2か所（城山と尾山台）に設置していますが、定員の

- 超過や砧・烏山地域の児童・生徒の通室生の負担が課題となっていました。このため、平成26年2月の「旧希望丘中学校跡地活用方針」に基づき、3か所目を（仮称）希望丘複合施設において整備することとし、ほっとスクール「希望丘」として、平成30年度末の開設に向け取り組んでいます。
- ・ほっとスクール「城山」については、老朽化への対応と今後の不登校対策の拠点としての役割も担っていくため、平成33年度に開設予定の「教育総合センター」に移転し再整備する予定です。
 - ・ほっとスクールにおいては、児童・生徒の社会的自立に向け、きめ細かな学習支援や体験活動を充実するために、平成28年度に東京都のサポート講座の活用（タブレット端末を活用した学習支援）の試行的な取り組みを行ったほか、体験活動の充実を図るため、地元の団体等や企業等と協力した様々なメニューを提供しています。
 - ・進路相談にも力を入れており、毎年、ほっとスクールの中学3年生全員が高校等への進学を果たしています。
 - ・ほっとスクールの指導については、入室する児童・生徒一人ひとりの状況に応じた個別指導が求められています。そのため、指導員の資質向上、体制強化、大学生の活用等に取り組むこととし、平成24年には、メンタルフレンドをほっとスクールへ派遣するとともに、平成29年度より、東京都のモデル事業である指導員資質向上研修を実施しています。
 - ・発達障害の可能性のある児童・生徒の中には、通常の学級では不応の状態となり、学校に通えない児童・生徒がいます。平成28年度全小学校に「特別支援教室（すまいるルーム）」を設置し、情緒障害等の児童の支援をしています。中学校においては、情緒障害等通級指導学級の「ひなぎく学級」において、不登校生徒の指導が行われています。しかし、「特別支援教室」や通級による指導では、十分にその成果を挙げることが難しい児童・生徒もいます。このような状況を踏まえ、「特別支援教育推進計画」の中で、自閉症・情緒障害学級特別支援学級（固定学級）の設置の検討を行っています。
 - ・フリースクールなどの民間施設の中には、不登校児童・生徒の居場所づくりやプログラムの提供において、独自のノウハウやネットワークを有しているところもあり、ほっとスクールの運営について民間との連携や協働を模索してきたところですが、児童・生徒の社会的な自立を見据え、より効果的な学習支援や多様な体験活動の充実が必要とされることから、ほっとスクール「希望丘」の運営については民間団体等への委託とすることを予定しています。
 - ・「ほっとスクール」をはじめ、児童・生徒が学校外の施設で指導を受けている場合には、在籍校がその状況を把握し、連携を深めることが必要であり、在籍校の訪問等を通じて連携を確保しています。

引き継ぐ課題

- ・3か所目のほっとスクールの「希望丘」の開設やほっとスクール「城山」の移転充実により定員の超過や遠距離通室といった課題の改善は図れますが、不登校児童・生徒の増加を踏まえ、利用状況等の検証や、さらなる設置の検討が必要です。
- ・ほっとスクールの今後の取組みについては、不登校児童・生徒の社会的自立支援に向け民間のノウハウを活用するなどして、学習支援の充実とともに、より魅力的な体験活動のプログラムを用意する必要があります。
- ・多様な児童・生徒がほっとスクールを利用することから、ほっとスクール指導員の企画力やスキルのアップをさらに図る必要があります。
- ・児童・生徒の興味関心をさらに喚起し、ほっとスクール利用につなげる取組みが必要となります。

(4) 民間施設などとの連携の推進

不登校の児童・生徒への支援については、民間施設やNPO団体などにおいても様々な取組みがされています。きめ細かな支援を推進していく観点から、これらの民間施設などとも積極的に連携していくことが必要であり、連絡会の開催やほっとスクールの運営の民営化について検討しました。

主な取組みの状況

- ・区内民間団体との連絡会を不定期に実施しています。
- ・「不登校保護者のつどい」で民間団体の活動を紹介するほか、区内団体との連絡会を開催し、情報交換を行いました。
- ・ほっとスクールの運営について、民間との連携や協働を模索してきたところですが、ほっとスクール「希望丘」については、運営を民間団体等への委託とすることを予定しています。(再掲)

引き継ぐ課題

- ・フリースクール等の民間施設や団体は、不登校児童・生徒の居場所のひとつとなっており、連携を確保する必要があります。そのため、今後、民間の団体等と定期的に情報共有や意見交換を行う機会を設けるなど検討が必要となります。連絡会は不定期で継続性も無いため、今後あり方を検討する必要があります。

(5) 学校間連携、専門機関・地域との連携の強化

不登校の要因は多様であり、かつ複合的です。また個々の児童・生徒の状況も多様であるため、その支援のあり方や方法においても、多様な実態に応じた取組が必要とされています。不登校については、学校のみで対応するのではなく学校間のもとより、幼稚園・保育所等はじめ地域の様々な関係機関との連携体制を構築するとともに、地域においての不登校児童・生徒の理解啓発を行っていく必要

があることから、複雑化したケースへの対応や、支援のツールの活用、連絡会の開催による情報交換などに取り組みました。

主な取組みの状況

- ・教育委員会では、相談内容が複雑化したケースに対応するために、委員会内に心理、社会福祉、医療、法律等の専門家から構成される「教育支援チーム」を設置し、専門的な立場から指導・助言をしており、不登校についても解決が難しい課題に対して対応をしています。
- ・福祉や医療等の関係機関との連携については、教育相談室各分室やSCやSSWなどが個別事例を通じて子ども家庭支援センター、保健師、生活支援課と連携して対応しています。また、関係者の連絡会議に参加し、情報交換をおこなっています。
- ・幼児期や児童期での未解決な課題が中学校になって顕著化する状況があり、一人ひとりに対する一貫したきめ細かな支援体制が必要です。学校では、「児童生徒理解・教育支援シート」や「個別の教育支援計画」があり、支援や引継ぎを行っています。また、福祉と教育、学校と学校をつなぐ様々なツールにより、必要に応じ、情報の引継ぎが行われています。
- ・家族形態の変化により、子どもの基本的な生活習慣の形成や社会性などを育む上で、家庭が十分な役割を果たしていないとも指摘されています。教育委員会では、こうした変化に対応するため、家庭教育学級の充実を始め、家庭教育の連絡会を開催するなどし、家庭教育の支援を進めています。

引き継ぐ課題

- ・不登校児童・生徒や保護者などの状況に応じた支援を行うために、医療、福祉など地域にある様々な機関などとの連携をさらに推進する必要があります。
- ・現在、児童・生徒の状況に合わせた様々な支援計画やツールが学校現場で作成され利用されていますが、共有や引継ぎにおいて課題が見られます。保護者にとっても、「担任や担当が変わる度に同じことを説明しなければいけない」といった問題があります。「児童生徒理解・教育支援シート」を見直すなどし、実態に合わせた形で実践できるよう検討が必要です。また、「個別の教育支援計画」や幼児期からのツールである「スマイルブック」、「就学支援シート」、「就学支援ファイル」の活用により、個々の状況に応じた支援と途切れのない支援を強化する必要があります。
- ・不登校児童・生徒のみならず、その保護者に対して、不登校に関する正しい理解を深めてもらう取組みが必要とされていますが、「不登校保護者のつどい」を活用しての理解啓発に留まっています。
- ・「家庭教育学級」において、不登校をテーマにするなど、保護者向けのリーフレット等を作成し、理解・啓発の機会を拡大する必要があります。

【図表 03】平成 21 年 5 月「あり方」の取組み状況一覧

(1) 学校における子どもに対するきめ細かな支援の充実

平成21年5月「あり方」で示した取組み	取組み（充実）の状況
<p>学校全体の組織的な支援体制の充実</p>	
<p>校長のリーダーシップの下で、副校長、学級担任、生活指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラーが連携し、学年や学校全体で協働して支援する体制を確立する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職研修等において不登校対策に特化した支援体制整備に係る講座を継続して実施 ・教職員を対象とした学校教育相談研修において不登校に関する講座を毎回実施
<p>校内での深い児童・生徒理解や情報共有に向けた仕組みづくり</p>	
<p>個々の児童・生徒の状況に即したきめ細かな支援に向け、組織的な対応のための仕組みづくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、学校単位で不登校傾向の児童・生徒を把握（月内5日以上で、旅行、病気、経済的理由を除く） 把握した情報は教育委員会で集約し、担当指導主事が必要に応じて指導 ・Q U調査の活用による不登校対応 ・生活指導部会等の場を活用したケース会議 ・スクールカウンセラーの全員面接による未然防止等の取組を実施
<p>教員の資質の向上</p>	
<p>不登校に関する教員の意識啓発や実践的な対応力の向上をめざす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校外アドバイザーを活用した校内研修会を各校で実施 ・教職員を対象とした学校教育相談研修において不登校に関する講座を実施（再掲）
<p>小・中学校連携の強化</p>	
<p>小・中学校9年間を見通した学校間及びスクールカウンセラー間で、児童・生徒の状況や支援情報の共有化を図り、きめ細かな支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学び舎単位の情報連携を小中学校で実施 ・学び舎を踏まえたスクールカウンセラーの配置とブロック研修会における情報共有
<p>配慮を要する子どもへの教育的支援の充実</p>	
<p>在籍学級での様々な活動場面において、集団生活への適応能力を高めながら細かく対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校包括支援員等人的支援体制を充実
<p>学校における居場所づくりの推進</p>	
<p>教室、保健室や相談室などにも居られない児童・生徒が安心できる居場所づくりのための人の配置。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校包括支援員等人的支援体制を充実（再掲）

(2) 不登校の子ども及び保護者の身近な相談体制の整備や教育相談事業の充実

平成21年5月「あり方」で示した取組み	取組み(充実)の状況
<p>不登校相談窓口の整備</p> <p>居場所や進路に関する相談、在籍校での生活や様々な機関等との調整など児童・生徒の状態に応じて、総合的に対応する相談窓口の整備。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年5月「不登校相談窓口」を総合教育相談室に設置し、児童・生徒、保護者からの相談に応じ支援を実施
<p>教育相談室の相談体制の充実</p> <p>相談期間の長期化や相談件数の増加等を踏まえ、心理教育相談員の拡充や相談室の地域展開など、児童・生徒とその保護者への相談体制を充実強化し、児童・生徒の健全な発達と成長を促す取組みを充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年8月 砧分室移転と諸室充実 ・平成21年11月 世田谷分室移転と諸室充実 ・平成27～8年度 心理教育相談員を3名増員 ・平成33年度開設の教育総合センターに教育相談事業の拠点機能を整備予定
<p>スクールソーシャルワーカーの導入検討</p> <p>SSWの導入やSCのソーシャルスキル向上のための研修の充実など、家庭環境などで福祉面の支援を必要とする不登校の児童・生徒へのきめ細かな対応を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月以降 SSWを配置 ・平成26年4月 総合教育相談室にSSWを2名増員(3名体制) ・区内外の関係機関とのネットワークを構築
<p>スクールカウンセリング活動の充実</p> <p>スクールカウンセラーの勤務日数の増加など学校における教育相談体制の一層の充実を図る。また、研修の充実やスーパーバイザーによる指導・助言の体制を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月 都任用スクールカウンセラーの小学校配置に伴い体制を強化 小学校：週2日程度 月10日(大規模校は12日) 中学校：週1日程度 月8日 ・全体研修年3回、ブロック別検討会月2回
<p>不登校、子育てなどの相談機関に関する</p> <p>児童・生徒及び保護者が不登校にかかわる様々な悩みを相談できる機関についての情報提供など広報活動を充実する。</p>	<p>広報活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知用パンフレットを継続して作成・周知 ・子ども・若者部、世田谷保健所と連携した相談機関周知を実施

不登校保護者のつどいの充実	
保護者になるべく多く参加してもらえよう、広報活動の充実や開催場所の拡大に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度以降 都立のチャレンジスクールや定時制高校の教職員を招き、より具体的な情報提供を実施とともに会場を拡充 平成21年度 18回開催延114名参加 平成28年度 18回開催延223名参加
メンタルフレンド派遣の充実	
メンタルフレンドの派遣を効果的で利用しやすくするため、学校との連携や派遣体制を強化するとともに、派遣対象の拡大などを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携した派遣を継続して実施 平成21年度 7件 延122回 平成28年度 5件 延74回

(3) 不登校の子どもの自立と進路形成に資する居場所の整備・充実

平成21年5月「あり方」で示した取組み	取組み(充実)の状況
<p>ほっとスクール(教育支援センター)などの増設、多様な活動スペースの確保</p>	
<p>ほっとスクールへ入る際の待機の解消や、通う際の負担軽減などを図るため、新たなほっとスクールの整備を推進すべきである。老朽化が著しいほっとスクール「城山」についても、改築などリニューアルを推進していくことが必要である。 また、発達障害の可能性のある児童・生徒の不登校に関する相談が増えており、こうした児童・生徒の教育の場として小・中学校の情緒障害固定学級の設置を検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・増加するニーズへの対応及び通室時の負担軽減を図るため、砧地域(旧希望丘中学校跡地)で3か所目のほっとスクールを整備予定 ・建物の老朽化が著しいほっとスクール城山を、平成33年度に開設予定の新教育センターに移転し再整備予定 ・平成28年度 全小学校に、特別支援教室を設置し、情緒障害等の児童・生徒が在籍校において指導・支援を受けられる体制を整備(中学校は30年度以降整備予定)
<p>ほっとスクール(教育支援センター)の指導・支援活動の質的向上</p>	
<p>不登校の児童・生徒の社会的な自立に向け、きめ細かな学習への支援や体験活動等の充実などを検討していく。また、進路指導、卒業後のフォローなどの活動の質の向上や相談機能の強化に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとスクール合同進路説明会を、チャレンジ校や定時制高校の教職員を招いて開催し、より具体的な情報を提供 ・都サポート講座の活用(タブレットを活用した学習支援)(試行) ・体験活動の充実において地元の団体、企業等の民間のノウハウを活用し様々なメニューを提供
<p>ほっとスクール(教育支援センター)の指導・支援体制の充実</p>	
<p>個別指導が必要とされる児童・生徒の増加に対応し、指導員の指導力向上や指導員体制の強化、大学生の活用など指導・支援体制の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度以降 メンタルフレンドをほっとスクールへ派遣 ・平成29年度より、都モデル事業として指導員資質向上研修を実施
<p>ほっとスクール(教育支援センター)の運営における民間活用</p>	
<p>様々な子どもの状態に対応し、多様な活動が支援できるよう、民間活動団体との協働を含め、民間活用を検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3か所目のほっとスクール整備にあたり、運営の民間委託について検討 ・体験活動の充実において地元の団体、企業等の民間のノウハウを活用し様々なメニューを提供(再掲)
<p>不登校の子どもの居場所間及び居場所と学校との連携の充実</p>	
<p>不登校の児童・生徒の居場所間の連携を充実させ、きめ細かな支援を行う。また、在籍校と互いの役割を明確にしつつ連携を深める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとスクール合同行事を定期的に行う ・ほっとスクール入室検討会や入室後の指導員による学校訪問等を通じてほっとスクールと在籍校との連携を確保

(4) 民間施設などとの連携の推進

平成21年5月「あり方」で示した取組み	取組み（充実）の状況
民間施設などとの情報交換を含めた積極的な連携	
不登校支援をしている区内の民間施設・団体などとの連携・協働を積極的に推進していく。	・区内団体との連絡会の開催
ほっとスクール（教育支援センター）の運営における民間活用（再掲）	
様々な子どもの状態に対応し、多様な活動が支援できるよう、民間活動団体との協働を含め、民間活用を検討していく。	・3か所目のほっとスクール整備にあたり、運営の民間委託について検討 ・体験活動の充実において地元の団体、企業等の民間のノウハウを活用し様々なメニューを提供（再掲）

(5) 学校間連携、専門機関・地域との連携の強化

平成21年5月「あり方」で示した取組み	取組み（充実）の状況
関係機関などとの連携によるサポートシステムの整備	
医療、福祉などの地域にある様々な連携期間との構築していく。	・個別ケースや連絡会等での情報共通
幼稚園・保育園・小中学校の交流や情報共有の仕組みづくり	
幼稚園・保育園、小学校及び小・中学校との連携やしきみ作りを進め、一貫とした支援体制の構築を目指していく。	・「児童・生徒理解教育シート」、「個別の教育支援シート」等様々なツールを活用とした支援の実施
家庭教育に関する支援の充実	
家庭教育支援に関する情報提供のしきみを充実するとともに、家庭教育に関する知識の普及・啓発	・取組みが進んでいない。
不登校に対する理解・啓発活動	
保護者に対する不登校理解を深めるための理解・啓発の機会を拡大する。	・取組みが進んでいない。

2 不登校児童・生徒の現状と分析及び今後の課題

不登校児童・生徒に対して効果的な支援を行うためには、不登校になったきっかけ、継続の理由等、的確な把握が必要です。

区では、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査」の中で不登校の現状把握と分析を行っています。

また、区独自の取組みとしては、「不登校傾向等児童・生徒の状況（月例）」を行い、学校からの不登校児童・生徒の個々の理由、対応状況等の報告により、学校と教育委員会が連携し、不登校児童・生徒の把握と対応に努めています。

本調査と報告から、世田谷区における不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、出現率は高水準で推移していること、不登校の要因は多様化・複雑化していること、学校においての働きかけの効果が低いこと、不登校は継続すること、相談機関等へつながっていないため、自宅で過ごしている可能性のある児童・生徒がいること等、現状とともに課題も浮き彫りにされてきました。

調査から見た、現状と課題等について以下に示します。

(1) 不登校児童・生徒数の推移等

世田谷区の小・中学校における不登校児童・生徒数（ ）は、平成27年度は小学校168人、中学校346人、合計514人であり、平成25年度以降増加傾向にあります。【図表04】

また、全児童・生徒数に占める割合（出現率）についても、平成25年度以降、小学校は微増、中学校は小学校に比して高い水準を維持したまま推移しており、平成27年度は小学校で0.51%（198人に1人）、中学校で3.27%（31人に1人）となっており、世田谷区の出現率は東京都と同様、全国平均を若干上回っています。【図表05-1、図表05-2】

不登校対策は喫緊に取り組むべき課題であり、的確な実態把握が必要です。

平成27年度の不登校児童・生徒数を学年別にみると、小・中学校ともに学年が上がるにつれて多くなり、小学校では6年生、中学校では3年生が最も多くなっています。また、中学校1学年の108人と比較し、小学校6学年の不登校児童数58人のおよそ2倍となっています。【図表06】

中学校進学時に不登校等が増加する、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象は、全国同様に世田谷区でも見られ、中学校進学時の不登校の予防、事後対応から、区立小・中学校における情報連携のしくみづくり、制度づくりが必要です。

(2) 不登校になったきっかけ

不登校になったきっかけでは、小学校、中学校ともに「家庭に係る状況」が最も多く、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」の順に多くなっています。また、児童・生徒の不登校となったきっかけは様々です。【図表04】

もっとも多い、「家庭に係る状況」に対しては、家庭訪問など、家庭への積極的な適切な働きかけや福祉等と連携した支援も必要と考えます。

友人や教職員との関係をめぐる問題については、子ども同士や教員との信頼関係の醸成、他者への理解の促進が必要です。そのためには教員の指導力や資質の向上に取り組む必要があります。

勉強がわからない等学業の不振が要因となっているケースも多いことから、学習支援の一層の充実が必要です。

また、近年では、発達障害や性の悩み（こころやからだ）、貧困なども不登校の一つのなっていることも挙げられます。

一方当調査は、教員から見た不登校の要因を回答したもので、本人の捉え方とは異なる可能性もあります。不登校の本人の調査としては、文部科学省が平成18年度中に中学校3学年に在籍し、不登校であった者に対して、5年後に実施した追跡調査がありますが、それでは、「友人との関係」がもっとも多く、相違が見られます。【図表08】東京都の分析では、一方が正しく、他方が間違っているということではなく、不登校のきっかけや要因は多様で複合的であることを認識しておく必要があるとしています。

いずれも、個々の児童・生徒の要因を的確にとらえ、状況に応じた効果的な支援策を講じる必要があります。

また、不登校の実態をより詳細に把握するためには、研究や効果的な調査の実施も検討する必要があります。

(3) 不登校児童・生徒への働きかけと学校復帰率

不登校児童・生徒が、学校または関係機関の指導・働きかけにより、登校するまたはできるようになった割合は、小学校で26.8%、中学校で16.5%に留まっています。(平成27年度)【図表09】

また、指導中であるが変化が見られない児童・生徒が全体の6割近くを占めています。

こうしたことから、指導内容が合っていない等の状況が推測できます。的確なアセスメントに基づく適切な支援が行えるよう、学校内外の体制づくりが必要です。また、アセスメントや支援は、共通の指針に基づき、対応の質を確保する必要があり、指針に基づく学校の対応を外部（区教育委員会）から評価し、支援することも必要と考えます。

(4) 不登校の継続性

平成27年度の不登校児童・生徒について、前年度の不登校の経験がある者(前年度から継続して不登校の者)と前年度の不登校経験が無い者(新たに不登校になった者)の学年別の数をみると、小学校2学年と中学校1学年を除くすべての学年で前年度から継続の不登校児童・生徒数が新規の不登校児童・生徒数を上回っています。中学校1学年で新たに不登校になった者は59人で、他の学年の新規不登校児童・生徒数に比べ最も多くなっています。【図表10】

一旦欠席状況が続いてしまうと、学習の遅れ、生活のリズムの乱れ等も生じて、回復はますます難しいものとなり、早期からの支援が必要です。また、中学校に進学する際に不登校が引き続かないよう、不登校の予防、事後対応の観点から、区立小・中学校間における情報連携の仕組みづくり、制度づくりも必要です。

また、不登校の継続は、そのまま学習の遅れにもつながるため、支援策が必要です。

(5) 相談機関等において、相談や指導を受けていない不登校児童・生徒

不登校の児童・生徒の学校外の相談や指導等の場は、養護教諭やスクールカウンセラーによる学校内の相談・指導のほか、区教育委員会が設置する「ほっとスクール」や教育相談室、その他児童相談所、保健所、病院、民間施設等の学校外の機関等の機関です。【図表11】

「ほっとスクール」については、出席率は5割程度となっており、児童・生徒によって利用の状況は様々であるといえます。【図表12】

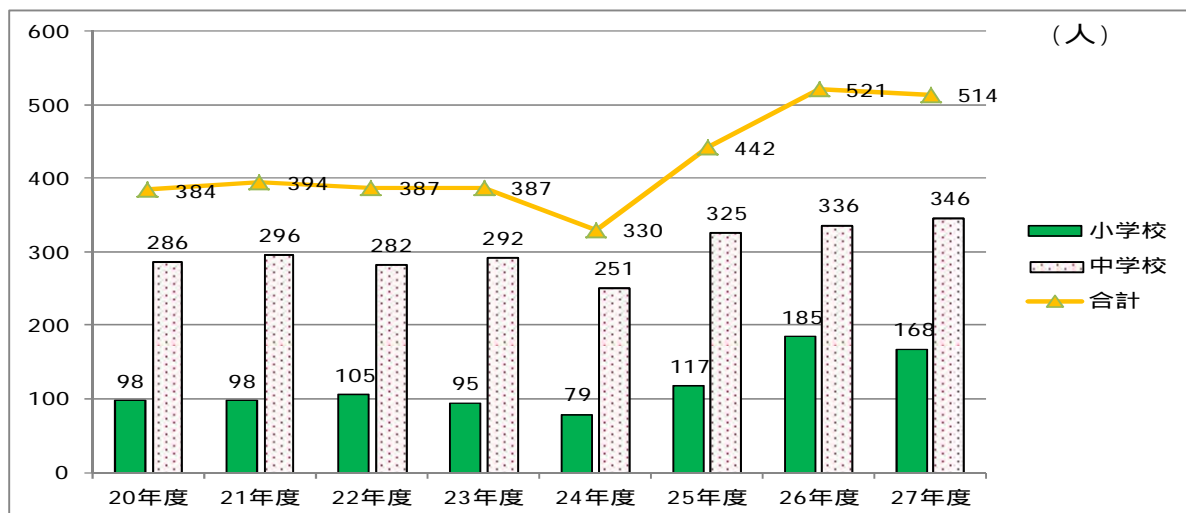
一方、支援機関等の相談・指導を受けていない不登校児童・生徒の割合は、小学校で約14%、中学校で約16%となっています。【図表13】

学校と不登校児童・生徒本人または保護者との面談や連絡は、定期的に行われていることがほとんどですが、不定期連絡や連絡がとれない状況も存在しています。その場合には、必要な支援が受けられないまま自宅で過ごしている可能性もあり、それは憂慮すべき状況です。

メンタルフレンドや不登校相談窓口の充実とともに、アウトリーチ型の支援の実施を検討、自宅等学校外における学習支援の方策を検討する必要があります。

また、自宅にいる不登校児童・生徒が最も多く関わりを持つ保護者、家庭への支援が必要です。

【図表04】世田谷区立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

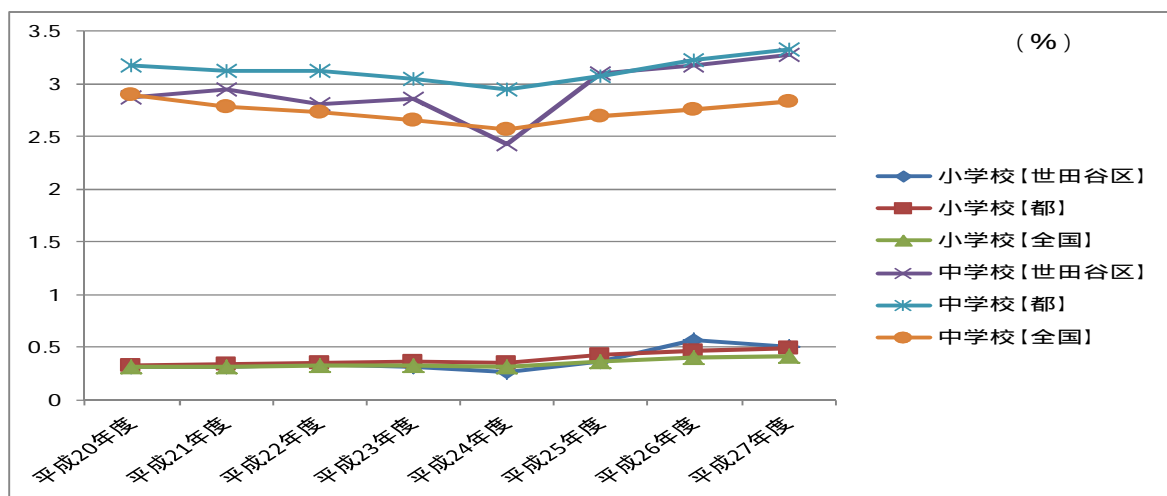


児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査（文部科学省）

() 不登校児童・生徒数とは、4月1日から翌3月31日までの1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由による者を除く）の数

文部科学省「学校基本調査」「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」定義

【図表 05-1】国、都、区における不登校児童・生徒の割合（出現率）



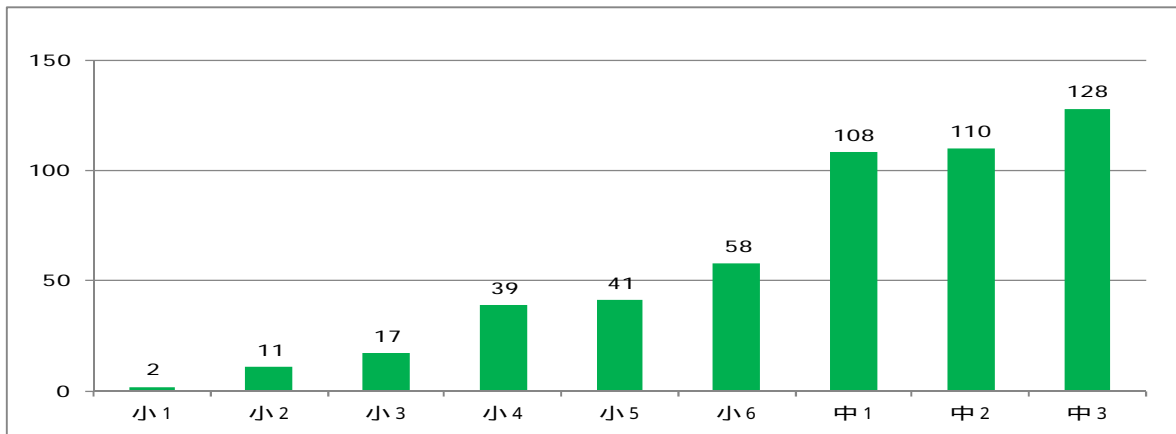
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査（文部科学省）

【図表 05-2】国、都、区における不登校児童・生徒の割合（出現率）(%)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	世田谷区	0.32	0.32	0.34	0.31	0.26	0.37	0.57	0.51
	都	0.33	0.34	0.35	0.36	0.35	0.43	0.46	0.49
	全国	0.32	0.32	0.33	0.33	0.32	0.37	0.40	0.42
中学校	世田谷区	2.87	2.95	2.81	2.86	2.43	3.10	3.17	3.27
	都	3.18	3.12	3.13	3.05	2.95	3.07	3.22	3.33
	全国	2.90	2.78	2.73	2.65	2.57	2.69	2.76	2.83

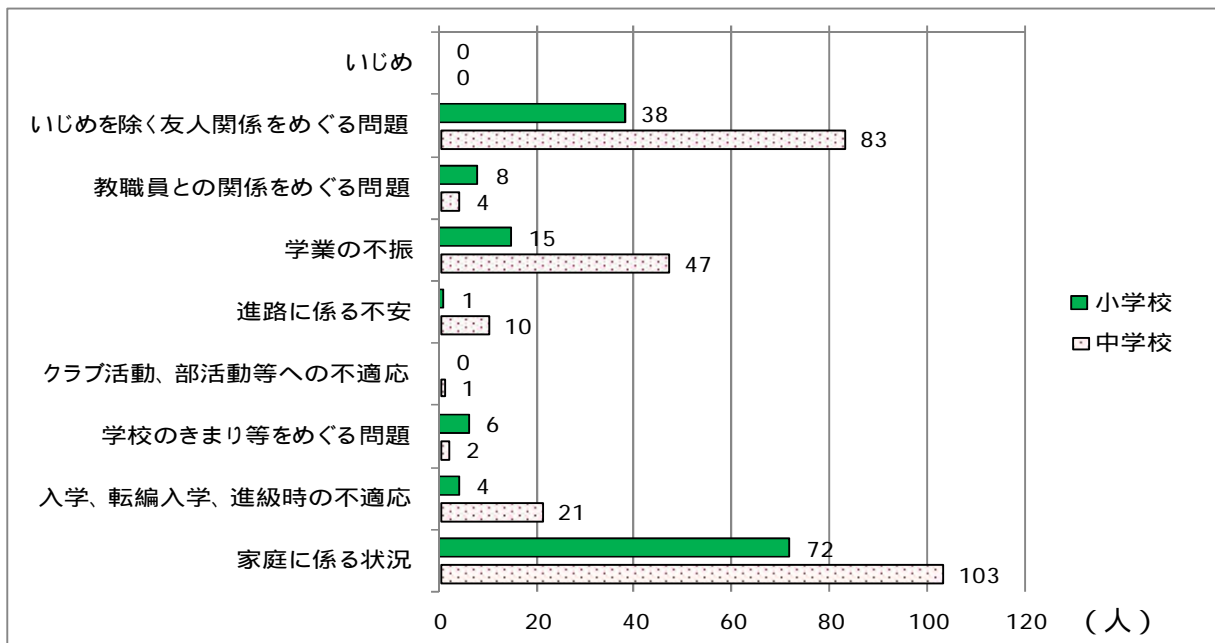
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査（文部科学省）

【図表 06】世田谷区立小・中学校における学年別不登校児童・生徒数（平成 27 年度）



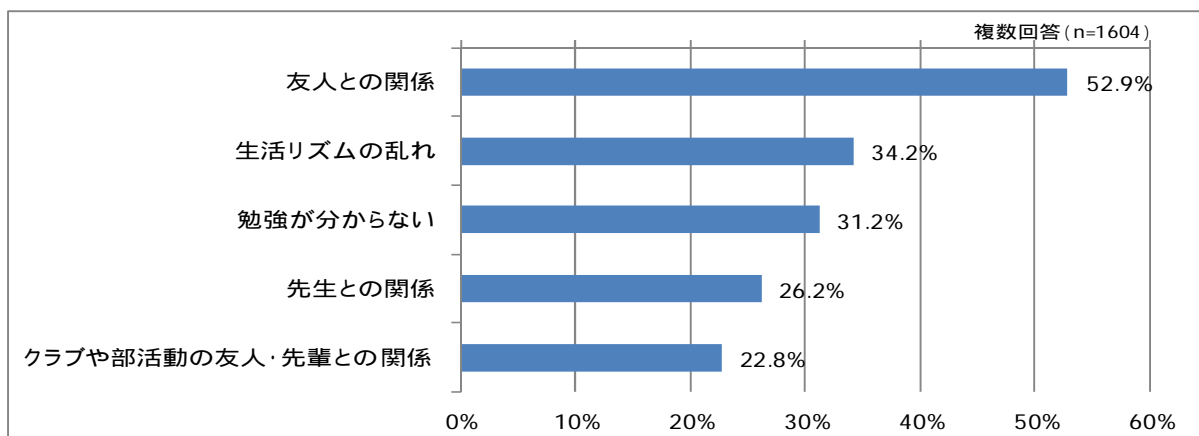
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査（文部科学省）

【図表 07】教員から見た不登校の要因



平成 27 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査（文部科学省）

【図表 08】不登校生徒本人から見た学校を休みはじめたきっかけ（上位 5 つ）



（平成 24 年 1 ～ 3 月に調査実施）
不登校に関する実態調査～平成 18 年度不登校生徒に関する追跡調査（文部科学省）

【図表 09】不登校児童・生徒への指導の結果

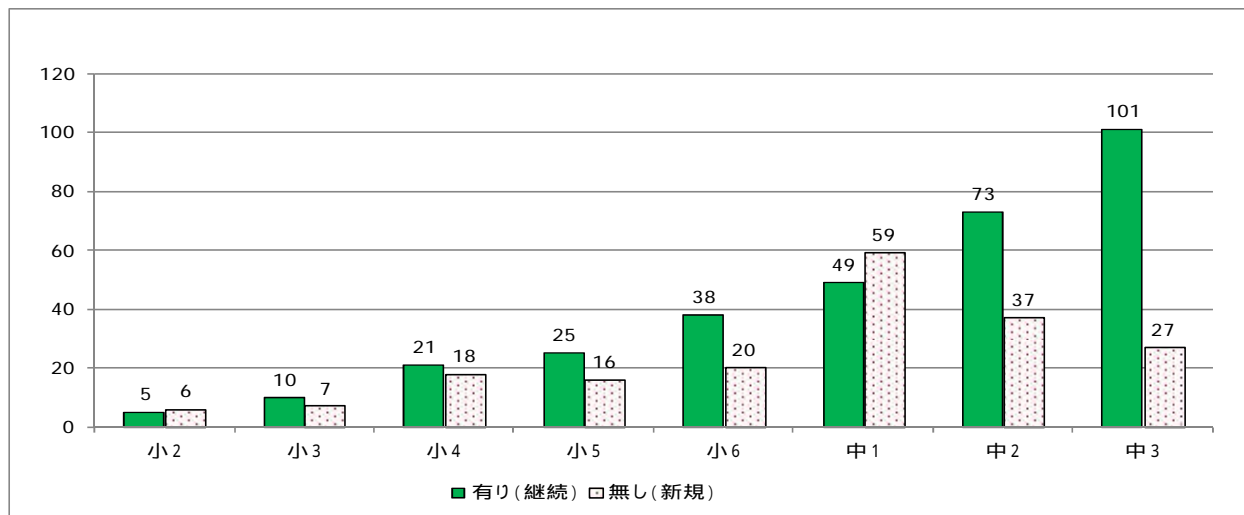
区 分		小学校	中学校
指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒	人 数	45	57
	割 合	26.8%	16.5%
指導中の児童生徒	継続した登校には至らないが 好ましい変化が見られるようになった	人 数	29
		割 合	17.2%
	変化が見られない	人 数	94
		割 合	56%
計		人 数	168
			346

平成 27 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査（文部科学省）

（注）「指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒」とは、各学校が以下のような例を参考に、個々の児童生徒の状況に応じて判断し、学校または関係機関の指導・働きかけにより継続的に登校できるようになったと認めた者をいう。

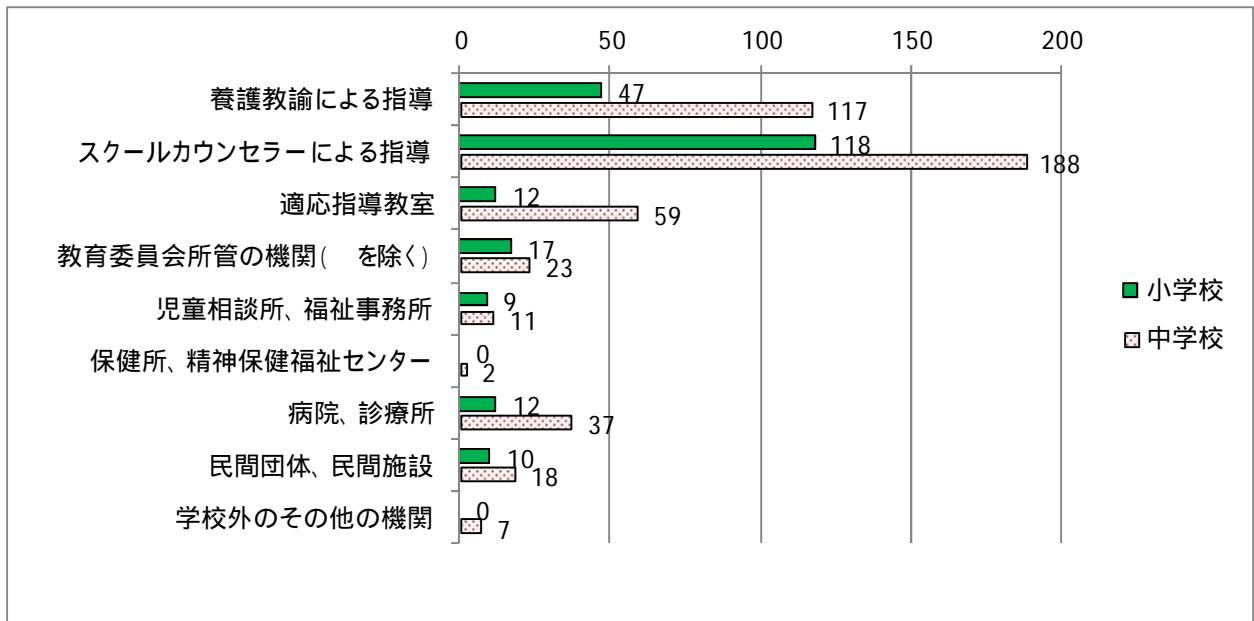
- ・ 1 学期中は全く登校できなかったが、教育支援センター（適応指導教室）での支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3 学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
- ・ 中学 3 年生で 2 学期の前半までは月に 1 回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えられるようになり、その後、週に 1 回程度は登校するようになった。

【図表 10】前年度の不登校の経験



平成 27 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査（文部科学省）

【図表 11】相談・指導等を受けた学校内外の機関等 (複数回答可)



平成 27 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査 (文部科学省)

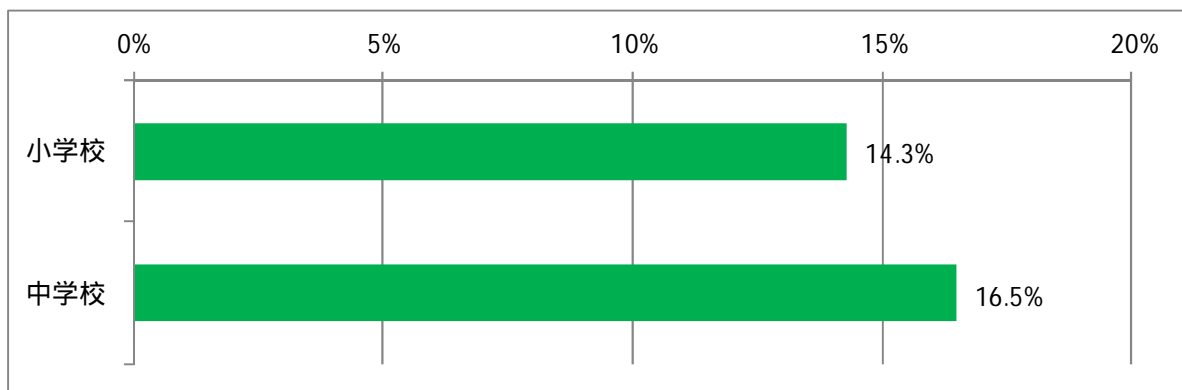
【図表 12】ほっとスクール (教育支援センター) の出席率

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日平均通室生数 (体験生含む)	17.00	17.95	20.09	23.62	21.75	25.70	25.10	23.50	20.88	32.55	31.53
登録者数 (体験生含む)	30	36	46	45	52	62	70	76	80	80	83
出席率 (/)	56.67%	49.85%	43.68%	52.48%	41.83%	41.45%	35.86%	30.92%	26.09%	40.69%	37.99%

平成 28 年度ほっとスクール通室状況 (世田谷区)

(注) 日平均通室生数：当該月に通室した児童・生徒の延べ人数を開室日数で割ったもの。
・ 8月は夏休みのため児童・生徒の通室なし。

【図表 13】支援機関等の相談・指導を受けていない不登校児童・生徒の割合



平成 27 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査 (文部科学省)

第3章 不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方

第3章では、第1章「アクションプランの概要」及び第2章「世田谷区の不登校の現状と不登校対策の課題」を踏まえ、不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方を示します。

第3章
不登校児童・
生徒への支援の
基本的な考え方

1 不登校児童・生徒支援の基本的な考え方と4つの取組みの方向性

(1) 不登校児童・生徒支援の基本的考え方

不登校は、取り巻く環境によってはどの児童・生徒にも起こり得るものとして捉える必要があります。不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童・生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要となります。

このような共通認識の下、不登校児童・生徒の支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。

以上を踏まえ、不登校児童・生徒支援全体を通じての基本的考え方について次のとおりとします。

不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行う。

(2) 4つの取組みの方向性

上記の基本的考え方を踏まえ、前章で確認された諸課題へ対応するため、以下の方向性に基づいて具体的な取組みを構築します。

《方向性1》一人ひとりに寄り添い続ける。

全児童・生徒保護者の状況を常に把握し、不登校の未然防止、早期把握、初期対応、継続支援と、各段階に応じて計画的・継続的に支援します。

《方向性2》自己肯定感をはぐくむ。

児童・生徒が自信を取り戻すことができる支援を行い、みずからの進路を主体的にとらえ、将来社会の一員として自立できることを最終目標として取り組みます。

《方向性3》多様で適切な教育機会を確保する。

多様で適切な学習活動の重要性を踏まえ、学校以外の機関や居場所の確保、再チャレンジの機会を提供し、個々の状況に応じた必要な支援を充実します。

《方向性4》ネットワークによる支援を行う。

学校と福祉・医療などの関係者によるネットワークによる支援を推進します。

2 アクションプランの目標

不登校対策の目標については、一般的には、不登校児童・生徒数や出現率の減少、学校復帰率の向上等が挙げられます。

そうした数値を的確に把握していくことは必要ですが、不登校の要因や背景は多様であり、それらが複雑に絡み合って生じるケースが多く、個々の事例に関する共通性が見出せない状況です。加えて、長期にわたり継続的な支援が必要な場合も多く、一人ひとりの好転や改善がすぐに不登校児童・生徒数や出現率の減少という数値には表れてくるものではありません。

また、国の「教育機会確保法」に基づいた「基本指針」では、登校という結果のみを目標にするのではなく、不登校児童・生徒の社会的な自立を目指す必要があるとの考え方が示されています。

以上を踏まえ、本プランの目標については、基本的考え方を実現する、次の事業における行動量をもって目標としていきます。

基本方針実現にむけた行動量

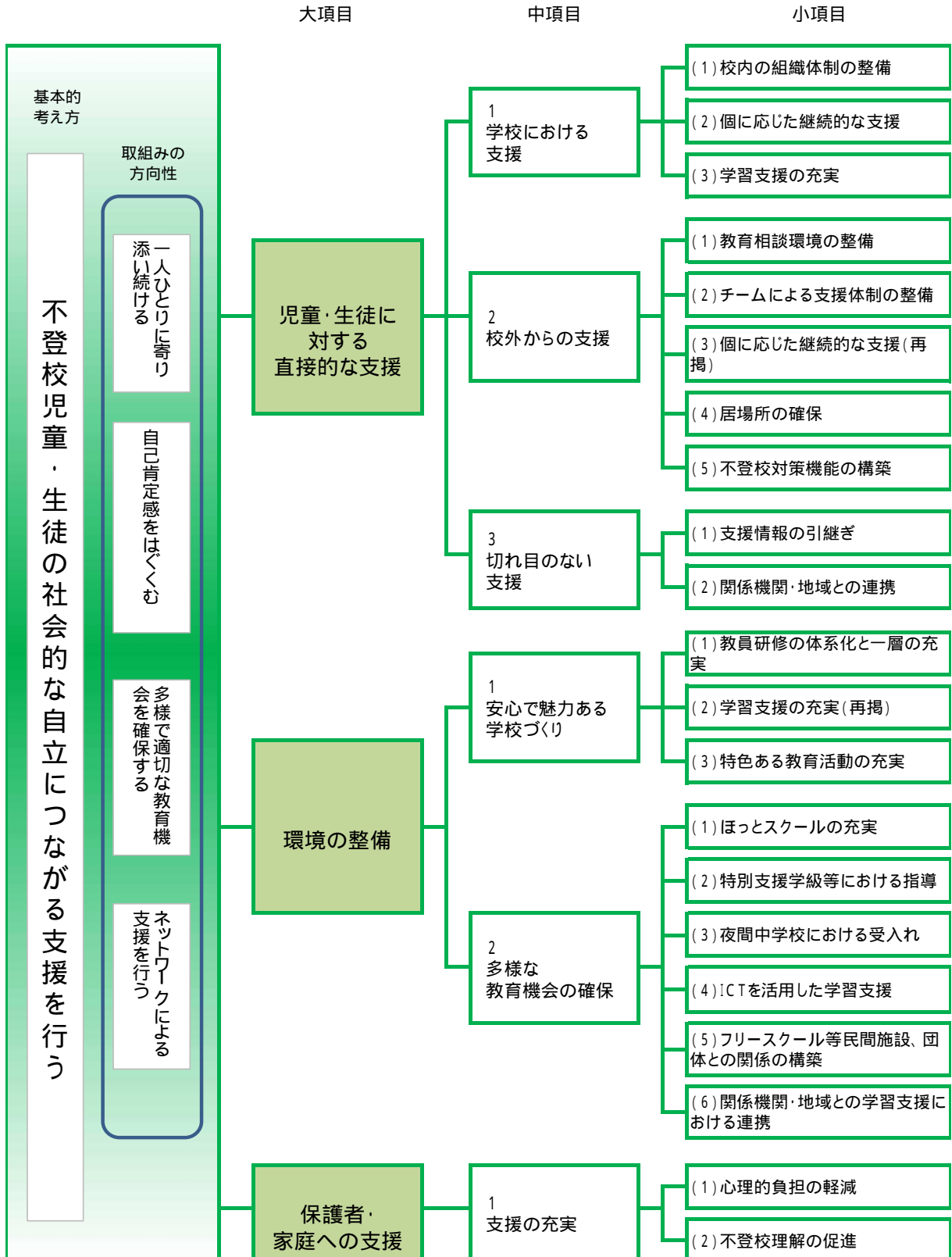
4つの取組みの方向性	項目
一人ひとりに寄り添い続ける。	学校内外の支援体制の整備
自己肯定感をはぐくむ。	ほっとスクールにおける多様なプログラムの開発と充実
多様で適切な教育機会を確保する。	学校内外における不登校児童・生徒の学びの場、心やすらぐ居場所の確保
ネットワークによる支援を行う。	・学校と教育委員会及び福祉・医療など様々な関係者とのネットワークによる支援の構築 ・世田谷区教育総合センターを拠点とした不登校対策の推進

第4章 具体的な取組み

第4章では、第3章「不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方」で示した基本的な考え方を踏まえ、施策の体系を整理するとともに、個々の具体的な取組みについて、計画期間における施策展開の方向性や方策等を定めます。

施策の体系（大項目・中項目・小項目）

基本的考え方、取組みの方向性に基づき、施策の体系として、「児童・支援に対する直接的な支援」、「環境の整備」、「保護者・家庭への支援」を大項目に設定し、中項目・小項目でそれぞれの今後の施策の展開をまとめました。



児童・生徒に対する直接的な支援

1 学校における支援

学校における不登校への対応、支援においては、児童・生徒が不登校になってからの事後的な対応に偏っているとの指摘もあり、学校は、子どもの行動や状態の変化を早めに察知するなど、予兆への対応を含め、初期段階から、段階ごとに速やかに対応、支援を行うことが重要です。そのためには、担任だけでなく学校内の教職員が適切な役割分担の下で協力するとともに、教育委員会と関係機関とが連携を図ることが大切です。

また、学校によって支援の質が異なることのないよう、共通の方針の下で組織的かつ計画的な支援を行うことが必要であり、より効率的・効果的に支援するための組織体制を検討するとともに、対応指針の作成に取り組みます。さらに、学業の不振がそのまま不登校のきっかけの一つになっていることから、学習支援の充実などに取り組みます。

(1) 校内の組織体制の整備

多くの学校では、学級担任を中心に生活指導主任、教育相談主任等が連携するとともに、スクールカウンセラーの専門性を活かしながら不登校児童・生徒の支援を行っているところですが、不登校の要因が多様化・複雑化している中、校長のリーダーシップの下、教員と専門のスタッフが連携・協力して、より効率的・効果的な支援体制を構築することが求められています。

そのため、既存の「校内委員会」の活用も含め、校内における不登校児童・生徒の状態を把握し、支援の方策の検討等を行う場の設置が必要です。

また、各校で選出されている、教育相談主任が不登校支援の中心となり、相談役や調整役を担うなど、組織体制の強化を図ります。

(2) 個に応じた継続的な支援

不登校への対応、支援にあたっては、児童・生徒の心の状態や環境等を十分に理解・把握し、状態を見極める適切なアセスメントが重要です。その上で、一人ひとりの支援計画を定め、組織的、計画的に支援を行っていく必要があります。

学校単位で独自に登校しぶりの把握や初期対応について方針を定め対応している例が多くある一方で、組織的、計画的な対応が行われていない場合もあります。時機を逸し、不登校の長期化を招くことのないよう、これまでの成功例も参考に、統一的な対応指針を作成・運用する必要があります。また、適切なアセスメントや支援計画策定のための共通のツール、様式等の作成・運用が併せて必要となります。

不登校の予防から初期対応、継続支援の各段階において、統一的な対応を行うための指針である「不登校対応ガイドライン」を作成・運用します。

ガイドラインでは、予防のための学期末アンケートやストレスチェック、Q-U調査、月例調査の活用や、初期対応ルールの策定、クラス替えや転校等の対応、家庭訪問による適切な働きかけ、ひきこもりへの対応、学校復帰にあたっての受入れ体制、私立学校からの不登校児童・生徒の転校等、不登校の各段階における具体的な対応を盛り込みます。

また、的確なアセスメント、計画的な支援を図るための共通ツールである「支援シート」を専門家等とともに作成します。

(3) 学習支援の充実

学力は、子どもが将来社会的に自立する上で重要な要素の一つであり、児童・生徒によっては学業のつまずきや不振が不登校のきっかけとなっている場合があります。また、基礎的な学習ができていないまま進級すると、新たな知識の習得がより難しくなる等、不登校の継続に繋がる恐れもあります。個々の学業不振の状況を適切に把握し、それに応じた指導を展開する必要があります。

現在実施している、個別指導やグループ指導、習熟度に応じた指導、繰り返しや学びなおし、放課後や土曜日の教室補習等、個に応じたきめ細かな指導を推進し、学力定着に向けた取組みを確実に実施していくことが必要です。

また、ICTを活用した学習支援の充実も求められます。

2 校外からの支援

学校における不登校への対応、支援がより効果的に行われるためには、教育委員会が、学校の不登校への取組みに関する意識をさらに高めるとともに、教育相談環境の整備や、学校と関係機関のつながりや支援方針に対する助言を行う等、学校の取組みを側面的に支援することが必要です。

また、現に不登校でない児童・生徒も含め、行き場を失ったすべての子どもたちが安心して過ごせる多様な居場所を確保することが必要です。

これらを含めた総合的な不登校対策機能を、平成33年度開設予定の「教育総合センター」が担うための体制整備に取り組みます。

学校における不登校児童・生徒の支援にあたっては、学級担任だけでなく学校内の教職員が適切な役割分担の下で協力するとともに、教育委員会や関係機関と連携を図ることが大切です。

また、学校によって支援の質が異なることのないよう、共通の方針の下で組織的かつ計画的な支援を行うための体制づくりや対応指針の整備に取り組みます。

(1) 教育相談の環境の整備

不登校の要因や背景を的確に把握するためには、学級担任の視点のみならず、SCやSSW等の専門スタッフによるアセスメント（見立て）も有効です。

特に、SC、SSWは、学校における教育相談体制を支える専門スタッフの両輪として機能していますが、不登校の多様化・複雑化や未だ埋もれたニーズへの対応も求められており、その効果的な活用のため、資質の向上と配置の充実・適正化を図る必要があります。

(2) チームによる支援体制の整備

不登校児童・生徒の支援に当たっては、教育委員会が、学校と関係機関との間をつないだり、助言や、必要に応じて児童・生徒、保護者への直接的な支援を行う等、学校の取組みを側面的に支援することが必要です。

教育委員会が行っている、教育相談員やSSWが校外アドバイザーとして学校を訪問し、子どもの行動観察に基づいた助言を行ったり、学校が作成する個別の指導計画等に対し助言を行ったりする「学校支援」について、さらに充実させることが必要です。現在の「学校支援」は学校からの申込みを前提としており、不登校の未然防止、早期把握の観点からも課題があります。

また、現在、教育委員会は「教育支援チーム」を設置し、学校と保護者の関係が深刻になる等、学校だけでは対応が難しい課題に対して、心理、社会福祉、医療、法律などの専門家で構成したチームが指導・助言を行い、問題の深刻化の未然防止や早期解決を図っていますが、年々件数は急増しています。

不登校を取り巻く状況が複雑化している中、不登校への対応は学校や教育委員会のみでの取組みだけでは限界があります。福祉、保健、医療、など様々な関係機関や専門家による多角的な支援を連携したネットワークによる支援体制を構築し、未然防止から初期対応、不登校に至った場合の各段階に応じて、適切な支援を図る機能が必要です。

こうした件数の増加へ対応し、不登校へのネットワークによる支援を行うため、現行の「教育支援チーム」を拡充し、複数設置するなど、専門家チームによる支援のあり方を検討します。検討後は試行的な取り組みを経て、「世田谷区教育総合センター」の不登校支援の機能につないでいきます。

(3) 個に応じた継続的な支援（再掲）

不登校への対応、支援にあたっては、児童・生徒の心の状態や環境等を十分に理解・把握し、状態を見極める適切なアセスメントが重要です。その上で、一人ひとりの支援計画を定め、組織的、計画的に支援を行っていく必要があります。

学校単位で独自に登校しぶりの把握や初期対応について方針を定め対応している例が多くある一方で、組織的、計画的な対応が行われていない場合もあ

ります。時機を逸し、不登校の長期化を招くことのないよう、これまでの成功例も参考に、統一的な対応指針を作成・運用する必要があります。また、適切なアセスメントや支援計画策定のための共通のツール、様式等の作成・運用が併せて必要となります。

不登校の予防から初期対応、継続支援の各段階において、統一的な対応を行うための指針である「不登校対応ガイドライン」を作成・運用します。

ガイドラインでは、予防のための学期末アンケートやストレスチェック、Q-U調査、月例調査の活用や、初期対応ルールの策定、クラス替えや転校等の対応、家庭訪問による適切な働きかけ、ひきこもりへの対応、学校復帰にあたっての受入れ体制、私立学校からの不登校児童・生徒の転校等、不登校の各段階における具体的な対応を盛り込みます。

また、的確なアセスメント、計画的な支援を図るための共通ツールである「支援シート」を専門家等とともに作成します。

(4) 居場所の確保

ほっとスクールは、不登校となった児童・生徒が小集団活動を通じて学校復帰や次の進路へ向かうための力を蓄える場所としています。ほっとスクールでは、個の対応もある程度可能ですが、一方で、きめ細かな対応には限界があります。特に、それまでひきこもり状態にあり、集団に身を置くことに不安を感じる児童・生徒にとって、異なる年齢・個性が混在するほっとスクールは敷居の高いものとなる場合もあります。

より小集団で、個の対応が必要となる児童・生徒のために、ほっとスクールや他の居場所等へ段階的につなげるための場を用意する必要があります。その際、可能な限り多様な選択肢を用意することで、不登校児童・生徒の行動を後押しする必要があります。

児童・生徒の心身の安定にとって、安心して過ごすことができる場所があることがきわめて重要ですが、不登校には至っていないまでも、家庭や学校に心安らぐ場所がなく苦しんでいる子どもたちは相当数存在するものと想定されます。そうした子どもたちは、日々、我慢を強いられている状況にあり、不登校の予備軍として潜在しているものと考えられます。不登校の予防という観点から、こうした心安らぐ場所を失った児童・生徒のための多様な居場所を確保し、適時的確に情報を提供し、選択しうる環境づくりを進めます。

(5) 不登校対策機能の構築

世田谷区教育総合センターは、不登校にかかる来所相談、不登校保護者の支援、教育支援センター「ほっとスクール」の運営と3か所の取りまとめ、フリースクールなど民間の不登校児童・生徒を支援する団体等との連携を進めるな

ど、不登校児童・生徒を支援する拠点としての役割を担います。また、学校や教育委員会だけでは解決できない課題に対してメルクマールせたがや等、関係機関等を含めたネットワークによる支援を行うための拠点としての機能も担います。

今後、世田谷区教育総合センターの開設に向け、不登校相談や学校への支援を適時的確かつ総合的に推進する体制を構築します。

3 切れ目のない支援

不登校児童・生徒への支援は、長期的な視点で継続して行っていくことが大切です。小学校から中学校、中学校から高等学校へと進学する際に支援が途切れる可能性が大きいことから、児童・生徒の生活や学習等の情報について学校種を越えて引き継ぐことや、関係機関へ確実につなぐことに努めます。

(1) 支援情報の引継ぎ

特別な配慮や支援が必要な児童・生徒については、担当の教員等が前籍校から情報を引き継ぎ、入学時のクラス分けや積極的な声掛け、児童・生徒や保護者との面談や関係機関との連携等、必要な支援を行うことが大切です。現在でも、学び舎内の学校間などで児童・生徒指導要録等に基づき一定の情報共有が行われている一方で、進学時に十分な引継ぎが行われず、対応が遅れることも少なくありません。

区立小・中学校における情報連携が円滑に行えるよう、共通のルールを検討し運用します。

なお、幼稚園・保育所等から小学校への支援情報の引継ぎについては、福祉領域との検討の場において併せて検討します。

(2) 関係機関・地域との連携

義務教育が終了し、学校という所属団体がなくなることにより、教員や友人等の関係が途絶え、社会的にも孤立しがちになります。社会的な自立のためには、社会との関わりの中で育つことが大切で、不登校の経験を持つ児童・生徒については、中学校卒業後においても、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要となります。そのため、学校やほっとスクールなど教育委員会での中学校卒業後のフォローアップ支援の検討を行う必要があります。

また、中学校卒業後の就労や就学、「ひきこもり」への支援では、現在、教育相談事業で不登校等に関する支援を行っている生徒が中学校を卒業する際、状況に応じて、メルクマールせたがやとの連携・引き継ぎを既に行っています。引き続き、世田谷区の若者支援ネットワークによる支援に確実につなぐなど、保健福祉領域と連携した対応を行っていきます。

環境の整備

1 安心して魅力ある学校づくり

学校はすべての児童・生徒にとって、安心感・充実感が得られる活動の場であるべきです。不登校の未然防止のためには、児童・生徒にとって安心して魅力ある学校づくり・学級づくりを推進することが必要です。学校や学級が、新しい知識や経験を楽しく学ぶことができる場、周囲から認められ自信を持てる体験ができ、自己肯定感を高められる場となるよう、学習支援や体験活動の充実を図ります。

(1) 教員研修の体系化と一層の充実

不登校の早期発見・早期対応のためには、教員が、不登校の兆しとなるような児童・生徒の何らかの変化に気づき、適切な働き掛けを行うことが大切です。

教育委員会で行っている、管理職研修やライフステージに応じた研修（初任者等研修等）、校務分掌等に応じた研修（教育相談主任研修等）において、不登校をテーマとする講義や事例研究の内容等を整理し、すべての教員の意識啓発や対応力向上を図ります。

また、各校の状況に応じて、不登校をテーマとした校内研修を実施している学校もあることから、そうした取組みの共有化も図ります。

(2) 学習支援の充実（再掲）

学力は、子どもが将来社会的に自立する上で重要な要素の一つであり、児童・生徒によっては、学業のつまずきや不振が不登校のきっかけとなっている場合があります。また、基礎的な学習ができていないまま進級すると、新たな知識の習得がより難しくなる等、不登校の継続に繋がる恐れもあります。個々の学業不振の状況を適切に把握し、それに応じた指導を展開する必要があります。

現在実施している、個別指導やグループ指導、習熟度に応じた指導、繰り返しや学びなおし、放課後や土曜日の教室補習等、個に応じたきめ細かな指導を推進し、学力定着に向けた取組みを確実に実施していくことが必要です。

また、ICTを活用した学習支援の充実も求められます。

(3) 特色ある教育活動の充実

教育委員会では、校長の学校経営方針に基づく教育活動を充実させるため、特色ある学校づくりを推進しています。留学生などのゲストティーチャーによる国際理解教育や、近隣農家の協力による農業体験など、様々な教育活動の実践に生かされています。

児童・生徒が自己を表現し、周囲から認められることで自分の特性や得意分

野に気づき、自己肯定感を高められるような体験活動の拡充に努めます。

2 多様な教育の機会の確保

生産年齢人口の減少やグローバル化の進展等により社会構造や雇用環境が大きく変化しており、次代を担う子どもの未来は予測困難な時代になっていくと言われています。こうした中、学校教育には、子どもたちが予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、社会や人生をより良いものにしていく目標を自ら考え、可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を見つけることができるようにすることが求められています。また、学校は自己肯定感や粘り強くやりぬく力などの非認知能力を育くみ、「生きる力」の基礎を養う場であり、子どもが成長し社会的な自立を目指す上でその役割は極めて大きいものです。

こうしたことから、登校しぶりや不登校の状態の児童・生徒には、学校内での支援はもとより、学校外での多様で適切な学習活動の重要性も鑑み、一人ひとりの状況を踏まえて、必要な学習や体験を継続できるような、教育環境の保障に取り組めます。

(1)「ほっとスクール」の充実

不登校児童・生徒の支援にあたっては、学校復帰のみを目標とせず児童・生徒の将来の社会的な自立を目指すことが求められています。ほっとスクールについてもその観点からの機能強化に取り組めます。

また、不登校となる要因、背景がますます多様化、複雑化する中、児童・生徒一人ひとりの課題に対応するため、支援内容の充実はもとより、ほっとスクール指導員の資質向上を併せて図ります。

現在、定員の超過と地域偏在への課題への対応を主な目的として、(仮称)希望丘複合施設において整備を進めてきました3か所目のほっとスクールについて、ほっとスクール「希望丘」として、平成30年度末の開設に向け取り組んでいます。

運営に関しては、社会的自立の支援として、効果的な学習支援や多様な体験活動がより充実されることが必要とされていますが、直営では、人材の確保等に課題があることから、民間のノウハウや人的ネットワークを最大限に活用してそれらを実施していきます。

ここ数年ほっとスクールの体験を含めた申込者数は増加の一途をたどっており、年度末には正式通室生や体験の児童・生徒の利用が増え、定員を大幅に超過する状況になっています。一方ほっとスクールの出席率については5割程度であり、ほっとスクールの利用状況等の検証を行うとともに、超過への対応として、更なる設置など検討していきます。

(2) 特別支援学級等における指導

世田谷中学校に設置されている、心因的な理由による不登校で、生活改善を図り小集団に参加しようとする意欲のある生徒」を対象とした情緒障害等通級指導学級（ひなぎく学級）では、在籍校復帰や社会復帰を目指し、子どもたちが安心して学んでいる状況があります。

一方において、東京都教育委員会は、通級指導学級の指導では対象の生徒の多くが在籍校を離れて他校に設置された通級指導学級に通うため、在籍校の授業に参加できないことから生じる学習の遅れへの不安、通学の負担など様々な課題があるとし、小学校と同様に全ての公立中学校に「特別支援教室」を設置するとしています。ひなぎく学級についてもこうした制度の変更の影響を受けることから、学級としての位置付けや指導・支援のあり方について検討し指導・支援の充実に向け取り組みます。

(3) 夜間学級における受け入れ

区では、様々な事情により義務教育を終了できなかった方や中学校で十分に学べなかった方に教育の機会を提供するため、三宿中学校に第2部として夜間学級を設けています。

平成29年2月に施行された「教育機会確保法」に基づく国の基本指針では、「不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で、夜間中学等で受け入れることも可能である。」としています。夜間中学校での対象生徒の拡充のため、国の動向を注視するとともに、教育内容等を検討していきます。

(4) ICTを活用した学習支援

不登校による学習の遅れは学校復帰への障害となりえます。また、将来の自立の基礎となる学力の定着や受験・進学等に備えた準備は課題であることから、学習支援は極めて重要で、機会の拡充を図ることが必要です。

こうした点において、ICTに関しては、多様な学年、学習進度に応じたコンテンツが充実しており、基礎的な学力の定着に有効です。また、不登校を含め、家庭環境等により塾等での学習が難しい児童・生徒の学習機会の拡充も図ることが可能です。それぞれの習熟度に応じた、主体的選択に基づく深い学びの実現に向け、中学生の学習ソフトウェアによる自宅学習（e-ラーニング）支援等の試行的な取り組みを実施するなど、ICTを活用した環境の整備を進めていきます。

(5) フリースクール等民間施設、団体との関係の構築

フリースクール等民間施設・団体では、不登校の児童・生徒に居場所を提供したり、学習や体験活動の機会を提供するなど、社会的自立を支援する様々な

活動が行われています。

平成27年度の区立小中学校における不登校児童・生徒のうち、こうした民間施設・団体を利用している児童・生徒は小学校で10人、中学校で18人おり（児童生徒の問題行動等生活指導上の諸問題に関する調査（文部科学省））、フリースクール等は不登校児童・生徒の居場所の一つとなっています。

教育委員会では、これまで、こうした民間施設・団体と連携して不登校の子どもを支援するため、「不登校保護者のつどい」において引き続き、民間フリースクールの代表等を招き団体の活動を紹介するほか、区内の不登校関係団体との連絡会を開催するなど、今後も、教育委員会や学校とフリースクール等が情報交換や意見交換を行う場を定期的に設け、多様な視点から、不登校児童・生徒への支援について共に考えていきます。

（6）関係機関・地域との学習支援における連携

様々な事情により学習塾に行きたくても行くことができない、聞きたくても近くに大人がいないなどの環境にいる子どもの学習支援として、区の保健福祉領域と関係機関が地域の団体等と連携し「かるがもスタディルーム（世田谷区ひとり親家庭の子どもの学習支援事業）」や、「せたがやゼミナール（生活困窮の子ども支援事業）」等の事業を行っています。いずれも一定の要件はありますが、不登校児童・生徒が利用できるサービスです。

また、図書館や児童館においても、学習支援や各種の体験活動の提供が行われており、これらの支援を利用している不登校児童・生徒もいます。

学習支援や多様な体験支援の観点から、今後は一層、こうした取組みを不登校児童・生徒や保護者へ適時的確に情報提供していく必要があります。このため、区の保健福祉領域や関係機関との間で不登校児童・生徒の学習や体験の機会の提供について、さらなる連携を進めます。

保護者・家庭への支援

1 支援の充実

不登校児童・生徒を持つ保護者・家庭は、子どもが学校へ行かない、あるいは行きたがらないことで、様々な不安や悩みを抱えています。

不登校児童・生徒の支援にあたっては、こうした不安や負担を軽減させることができるよう、保護者・家庭に寄り添った支援の充実が必要です。

また、不登校はどの子どもにも起こり得ることから、現に我が子が不登校でない保護者・家庭も含めたすべての保護者・家庭、学校関係者に対して、不登校に関する理解を深めてもらうような取組みも進めます。

(1) 心理的負担の軽減

総合教育相談室に設置の不登校相談窓口において、教育相談員が不登校に悩む保護者の電話相談や来室相談に応じるほか、不登校の子を持つ保護者同士が集まり、互いの悩みを語り合ったり体験談を聴いたりすることで不安の軽減を図る「不登校保護者のつどい」を年間18回開催しています。

現在の夜間開催は年間2回となっており、タイミングによっては次の開催まで半年以上空いてしまうこともあるため、さらなる参加機会の拡充が求められます。今後、参加者の状況等について検証を行い、回数の拡充に取り組みます。

(2) 不登校理解の促進

不登校児童・生徒の将来の社会的な自立のためには、当該児童・生徒に対する保護者の理解、児童・生徒と保護者に対する周囲の理解が不可欠です。

また、不登校はどの子どもにも起こり得ることであり、不登校の未然防止や早期発見・早期対応のためには、不登校児童・生徒の保護者だけでなく、すべての保護者や学校関係者に対する理解啓発に取り組む必要があります。

不登校の理解や子どもとの付き合い方、不登校支援の機関など保護者が必要とする情報が得られる「保護者向けハンドブック」を作成し、活用していきます。

また、地域や家庭における不登校の正しい理解を深めるために、PTAや家庭教育における理解促進に向け取り組みます。

具体的な取組み

施策の体系に基づき、具体的な取組みについて、以下のとおり整理しました。

《方向性1》
一人ひとりに
寄り添い続ける。

《方向性2》
自己肯定感を
はぐくむ。

《方向性3》
多様で適切な教育機会を
確保する。

《方向性4》
ネットワークによる支援
を行う。

大項目	中項目	小項目	取組み内容	新規	取組みの 方向性	頁
Ⅰ 児童・ 生徒に 対する 直接的 な支援	1 学校に おける 支援	(1) 校内の組 織体制の整備	校内における検討の場の指定		1	48
			教育相談主任を中心とした支援体制 の強化		1	48
		(2) 個に応じ た継続的な支援	不登校対応ガイドラインの作成・ 運用		1	49
			支援シートに基づく組織的かつ 継続的な支援		1	49
		(3) 学習支援 の充実	放課後教室等の拡充		2	50
			ICTを活用した学習支援の充実		1, 2	50
	2 校外 からの 支援	(1) 教育相談 環境の整備	スクールカウンセラーやスクールソ ーシャルワーカーの資質向上、配置 の充実		1	51
			(2) チームに よる支援体制の 整備	教育支援チームの拡充による側面的 支援の強化		1, 4
		(3) 個に応じ た継続的な支援 (再掲)	不登校対応ガイドラインの作成・運 用(再掲)		1	53
			支援シートに基づく組織的かつ継続 的な支援(再掲)		1	53
		(4) 居場所の 確保	中間的な居場所の確保		1, 2	54
			不登校予防の観点からの居場所の 確保		1, 2	54
		(5) 不登校対 策機能の構築	「世田谷区教育総合センター」にお ける不登校対策機能の構築		1, 4	55
		3 切れ目 のない 支援	(1) 支援情報 の引継ぎ	区立小・中学校連携のしくみづくり		1, 4
	(2) 関係機 関・地域との連 携			中学校卒業後の支援		4
			保健福祉領域との連携による就労・ 就学や「ひきこもり」への支援		4	57

大項目	中項目	小項目	取り組み内容	新規	取り組みの方向性	頁
環境の整備	1 安心して魅力ある学校づくり	(1)教員研修の体系化と一層の充実	教員研修の体系化		1	58
			カウンセリング研修の実施		1	58
			教育相談主任研修の実施		1	59
		(2)学習支援の充実(再掲)	放課後教室等の拡充(再掲)		2	60
			I C Tを活用した学習支援の充実(再掲)		1, 2	60
		(3)特色ある教育活動の充実	自己肯定感を高める体験活動の拡充		2	61
	2 多様な教育機会の確保	(1)ほっとスクールの充実	ほっとスクール施設の整備		3	62
			ほっとスクールにおける民間ノウハウの活用による学習・体験活動等の充実		3	62
			ほっとスクールにおけるI C T等を活用した学習支援		3	63
			ほっとスクールのスタッフを対象とした研修の充実		3	63
		(2)特別支援学級等における指導	特別支援学級等における指導		3	64
		(3)夜間中学校における受入れ	夜間中学校における受入れ		3	64
		(4)I C Tを活用した学習支援	I C T等を活用した自宅等学校外における学習の支援		3	65
		(5)フリースクール等民間施設、団体との関係の構築	(仮称)連絡協議会の設置		3, 4	65
(6)関係機関・地域との学習支援における連携	保健福祉領域と連携した支援情報の提供		3, 4	66		
保護者・家庭への支援	1 支援の充実	(1)心理的負担の軽減	保護者のつどいの充実		1	66
		(2)不登校理解の促進	「保護者向けハンドブック」の作成・活用		1	67
			地域・家庭への理解促進		1	67

児童・生徒に対する直接的な支援				
1 学校における支援 (1) 校内の組織体制の整備				
校内における検討の場の指定				
関連する取組み		新規事業		
内 容	「校内委員会」など既存の会議体を活用し、不登校に関する校内における情報共有や支援方針の検討をより効率的・効果的に行うための体制について検討します。			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年次別計画	校内体制の検討	会議体等の設置 (試行)	会議体等の設置 (実施)	校内体制の検証

児童・生徒に対する直接的な支援				
1 学校における支援 (1) 校内の組織体制の整備				
教育相談主任を中心とした支援体制の強化				
関連する取組み		新規事業		
内 容	各校で指定されている教育相談主任を中心とした支援体制の強化を図ります。 不登校児童・生徒への具体的な支援を担う学級担任に対し、教育相談主任が相談役となり、児童・生徒との関わり方について助言したり、対応方針を一緒に検討したりします。 また、教育相談主任が管理職や他の教員との連絡調整等を行います。			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年次別計画	教育相談主任を中心とした支援体制の強化		教育相談主任を中心とした支援体制の検証	教育相談主任を中心とした支援体制のさらなる充実

児童・生徒に対する直接的な支援				
1 学校における支援 (2) 個に応じた継続的な支援				
不登校対応ガイドラインの作成・運用				
関連する取組み		- 2 - (5) - (P 5 5)	新規事業	新規
内 容	<p>不登校の予防から初期対応、事後対応の各段階において、学校が教育委員会の支援を得ながら、統一的な対応を行うための指針「不登校対応ガイドライン」を作成します。</p> <p>ガイドラインでは、予防のための学期末アンケートやストレスチェック、Q - U調査、月例調査の活用や、初期対応ルールの策定、クラス替えや転校等の対応、家庭訪問による適切な働きかけ、ひきこもりへの対応、学校復帰にあたっての受入れ体制、私立学校からの不登校児童・生徒の転校等、不登校の各段階における具体的な対応を盛り込みます。</p> <p>ガイドラインの運用にあたっては、管理職研修等を通じて周知徹底を図ります。</p> <p>また、教育総合センターにおいてガイドラインの運用状況を評価し、継続的に学校を支援する仕組みを整備します。</p>			
	年次別計画	平成30年度 不登校対応ガイドラインの内容の検討	平成31年度 不登校対応ガイドラインの作成	平成32年度 不登校対応ガイドラインの周知・運用

児童・生徒に対する直接的な支援				
1 学校における支援 (2) 個に応じた継続的な支援				
支援シートに基づく組織的かつ継続的な支援				
関連する取組み			新規事業	新規
内 容	<p>的確なアセスメントと組織的・継続的な支援を図るための共通ツールとして教育委員会が「支援シート」を作成し、学校が運用します。</p> <p>作成にあたっては、学識経験者等の専門家を交えた検討・検証の場を設けます。</p>			
	年次別計画	平成30年度 支援シートの内容の検討	平成31年度 支援シートの作成	平成32年度 支援シートの周知・運用

児童・生徒に対する直接的な支援				
1 学校における支援 (3) 学習支援の充実				
放課後教室等の拡充				
関連する取組み		新規事業		
内容	児童・生徒が学年相応の基礎的な学力を確実に身に付けることができるよう、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、繰り返し学習や学びなおし、放課後教室での補充学習など、児童・生徒の状況に応じた指導方法や指導体制を工夫・改善し、学習支援の充実を図ります。			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年次別計画	放課後教室等の拡充		放課後教室等の拡充 結果の検証	放課後教室等のさらなる充実

児童・生徒に対する直接的な支援				
1 学校における支援 (3) 学習支援の充実				
ICTを活用した学習支援の充実				
関連する取組み		新規事業		
内容	- 1 - (2) - (P60) - 2 - (1) - (P63) - 2 - (4) - (P65)			
	児童・生徒の学習に対する興味・関心を高め、学習意欲の向上を図るとともに、それぞれの習熟度に応じた主体的選択に基づく深い学びとより一層わかる授業の実現に向けて、ICTを活用した学習支援の充実を図ります。 取組みにあたっては、「世田谷区教育の情報化推進計画第2期行動計画(平成30年度～平成33年度)」との整合を図ります。			
年次別計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	中学生への学習ソフトウェアによる自宅学習(e-ラーニング)支援等の試行・実施			

児童・生徒に対する直接的な支援					
2 校外からの支援 (1) 教育相談環境の整備					
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上、配置の充実					
関連する取組み				新規事業	
内 容	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の資質の向上を図るため、定期的な研修、スーパーバイズを効果的に実施します。</p> <p>課題を抱えた児童・生徒に対するアセスメントの妥当性等について助言し、更なる専門的資質の向上を支援することができる者(スーパーバイザー)の配置の充実を検討します。</p> <p>また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動状況を検証し、小中連携等を勘案した上で、より効果的な配置を検討します。</p>				
	年次別計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	研修・スーパーバイズの見直し検討	研修・スーパーバイズの充実・実施	研修・スーパーバイズの検証	研修・スーパーバイズの充実・実施	
	SC、SSWの適正配置等の検討・充実	SC、SSWの適正配置等の検討			

児童・生徒に対する直接的な支援				
2 校外からの支援 (2) チームによる支援体制の整備				
教育支援チームの拡充による側面的支援の強化				
関連する取組み		- 1 - (2) - (P 4 9)		新規事業
内 容	<p>不登校の未然防止から初期対応、継続支援の各段階に応じて、福祉、保健、医療など様々な関係機関や専門家による多角的な支援が連携し、ネットワークによる支援を行う体制の構築を検討します。</p> <p>この不登校へのネットワークによる支援について、現行の「教育支援チーム」を複数設置するなど、拡充する方向で検討を進め、試行的な取組みを経て「教育総合センター」の不登校対策の機能につなげていきます。</p> <p>また、現行の「教育支援チーム」の取組みに加えて、Q - U調査等を活用し、支援の内容が児童・生徒に合わない、あるいは支援そのものができていない可能性のあるケースに対し、巡回等を行いながら不登校の状況の確認や助言を行える仕組み、不登校対応ガイドラインに基づく学校の対応や運用状況を評価し継続的に学校を支援する仕組みなどの整備を検討します。</p>			
	年次別計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	教育総合センターの機能を踏まえた教育支援チームの拡充に向けた検討		検討を踏まえた試行・検証	検討を踏まえた取り組み

児童・生徒に対する直接的な支援					
2 校外からの支援 (3) 個に応じた継続的な支援(再掲)					
不登校対応ガイドラインの作成・運用(再掲)					
関連する取組み		- 2 - (5) - (P55)		新規事業	新規
内 容	<p>不登校の予防から初期対応、事後対応の各段階において、学校が教育委員会の支援を得ながら、統一的な対応を行うための指針「不登校対応ガイドライン」を作成します。</p> <p>ガイドラインでは、予防のための学期末アンケートやストレスチェック、Q-U調査、月例調査の活用や、初期対応ルールの策定、クラス替えや転校等の対応、家庭訪問による適切な働きかけ、ひきこもりへの対応、学校復帰にあたっての受入れ体制、私立学校からの不登校児童・生徒の転校等、不登校の各段階における具体的な対応を盛り込みます。</p> <p>ガイドラインの運用にあたっては、管理職研修等を通じて周知徹底を図ります。</p> <p>また、教育総合センターにおいてガイドラインの運用状況を評価し、継続的に学校を支援する仕組みを整備します。</p>				
	年次別計画	平成30年度 不登校対応ガイドラインの内容の検討	平成31年度 不登校対応ガイドラインの作成	平成32年度 不登校対応ガイドラインの周知・運用	平成33年度 不登校対応ガイドラインの内容、運用状況の検証・改善

児童・生徒に対する直接的な支援					
2 校外からの支援 (3) 個に応じた継続的な支援(再掲)					
支援シートに基づく組織的かつ継続的な支援(再掲)					
関連する取組み				新規事業	新規
内 容	<p>的確なアセスメントと計画的な支援を図るための共通ツールとして教育委員会が「支援シート」のひな型を作成し、学校が運用します。</p> <p>作成にあたっては、学識経験者等の専門家を交えた検討・検証の場を設けます。</p>				
	年次別計画	平成30年度 支援シートの内容の検討	平成31年度 支援シートの作成	平成32年度 支援シートの周知・運用	平成33年度 支援シートの内容、運用状況の検証・改善

児童・生徒に対する直接的な支援				
2 校外からの支援 (4) 居場所の確保				
中間的な居場所の確保				
関連する取組み		新規事業		新規
内容	<p>より小集団で、個の対応が必要となる不登校児童・生徒のために、ほっとスクールへ段階的につなげるための場を用意する必要があることから、家庭とほっとスクール等の中間的な居場所となり得る場所について調査検討を行い、場所を特定の上、不登校児童・生徒支援のスキームに位置付けます。</p> <p>ごく少人数による居場所、遊びを主とする居場所、ひとりで過ごせる居場所といった様々なニーズに応じた居場所の確保を検討します。具体的にはほっとスクールの活用のほか、児童館等の公共施設の活用、保健福祉領域との連携、民間団体との連携など幅広く検討を行います。</p>			
	年次別計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	中間的な居場所の現状把握、活用検討		中間的な居場所の運用	中間的な居場所の運用(教育総合センター)

児童・生徒に対する直接的な支援				
2 校外からの支援 (4) 居場所の確保				
不登校予防の観点からの居場所の確保				
関連する取組み		新規事業		新規
内容	<p>不登校予防の観点から、心安らく居場所を求める児童・生徒のニーズを把握した場合に、区の公共施設等が共通認識の下その児童・生徒を受け止める取組みを、保健福祉領域等の関係所管と検討し実施します。</p> <p>対象施設(想定)</p> <p>図書館、児童館、青少年交流センター、新BOP、社会福祉協議会等の関係機関、若者の身近な居場所(あいりす・たからばこ)</p>			
	年次別計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	不登校予防の観点からの居場所の検討		不登校予防の観点からの居場所の運用	不登校予防の観点からの居場所の運用(教育総合センター)

児童・生徒に対する直接的な支援				
2 校外からの支援 (5) 不登校対策機能の構築				
「世田谷区教育総合センター」における不登校対策機能の構築				
関連する取組み		- 1 - (2) - 、 (P49) - 2 - (2) - (P52)	新規事業	新規
内 容	<p>世田谷区教育総合センターは、不登校にかかる来所相談、不登校保護者の支援、教育支援センター「ほっとスクール」の運営と3か所の取りまとめ、フリースクールなど民間の不登校児童・生徒を支援する団体等との連携を進めるなど、不登校児童・生徒を支援する拠点としての役割を担います。また、学校や教育委員会だけでは解決できない課題に対して、児童館、青少年交流センターやメルクマールせたがや等の関係機関等を含めたネットワークによる支援を行うための拠点としての機能も担います。</p> <p>世田谷区教育総合センターの平成33年度の開設を見据え、アウトリーチによる支援やひきこもり状態への対応、メンタルフレンド派遣等のボランティア活用も含め、全体的な底上げを図りつつ今後の不登校対策の中核的機能・研究機能の構築を進め、教育総合センターでの総合的な不登校対策の推進につなげます。</p>			
	年次別計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	不登校対策の中核的機能・研究機能の構築に向けた検討		不登校対策の中核的機能・研究機能の構築	不登校対策の中核的機能・研究機能の教育総合センターへの移行

児童・生徒に対する直接的な支援

3 切れ目のない支援 (1) 支援情報の引継ぎ

区立小・中学校連携のしくみづくり

関連する取組み		- 1 - (2) - (P 4 9)		新規事業	新規
内 容	<p>区立小・中学校における情報連携について、共通のルールを検討し運用します。 支援シートの活用等の効果的な実践例を基に、情報連携のためのルールを作成します。 また、学び舎単位でのモデル実施を行い、検証を行った上で全校へ周知・導入します。 なお、幼稚園・保育所等から小学校への支援情報の引継ぎについては、福祉領域との検討の場において併せて検討します。</p>				
	年次別計画	平成30年度 小中連携ルールの検討	平成31年度 小中連携ルールの検討 モデル実施	平成32年度 小中連携ルールの検討 検証・周知	平成33年度 小中連携ルールの導入

児童・生徒に対する直接的な支援				
3 切れ目のない支援 (2) 関係機関・地域との連携				
中学校卒業後の支援				
関連する取組み		新規事業		
内 容	ほっとスクールに通室した児童・生徒が、中学卒業後も気兼ねなく相談に訪れ、悩みを打ち明けて相談できるような環境づくりを検討し実施します。			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年 次 別 計 画	中学校卒業後の支援 検討		中学校卒業後の支援 実施	

児童・生徒に対する直接的な支援				
3 切れ目のない支援 (2) 関係機関・地域との連携				
保健福祉領域との連携による就労・就学や「ひきこもり」への支援				
関連する取組み		新規事業		
内 容	教育相談事業で不登校等に関する支援を行っている生徒が中学校を卒業する際、状況に応じて、メルクマールせたがやとの連携・引き継ぎを既に行っています。			
	世田谷若者総合支援センター（メルクマールせたがや、せたがや若者サポートステーション）をはじめとした若者支援ネットワークとの連携について、区の関係所管、関係機関と確認し、適切な引継ぎ等が行える体制づくりを検討します。			
年 次 別 計 画	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	保健福祉領域との連携による支援 検討・実施			

環境の整備				
1 安心で魅力ある学校づくり (1) 教員研修の体系化と一層の充実				
教員研修の体系化				
関連する取組み				新規事業
内 容	教育相談・特別支援教育課が実施する学校教育相談研修と教育指導課が実施する研修の全体像を見直し、研修テーマや実施時期を整理・検証する等、教員の職層や役割に応じた研修の体系化に取り組みます。			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年次別計画	教員研修の体系化	教員研修の試行	教員研修の実施	教員研修の検証

環境の整備					
1 安心で魅力ある学校づくり (1) 教員研修の体系化と一層の充実					
カウンセリング研修の実施					
関連する取組み				新規事業	新規
内 容	児童・生徒の変化への気づきや適切なアセスメントに欠かせないカウンセリングマインドをすべての教員が身に付けることができるよう、カウンセリング研修の悉皆での実施を検討します。				
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
年次別計画	カウンセリング研修実施の検討	カウンセリング研修内容の検討		カウンセリング研修の実施	

環境の整備				
1 安心して魅力ある学校づくり (1) 教員研修の体系化と一層の充実				
教育相談主任研修の充実				
関連する取組み		- 1 - (1) - (P 4 8)		新規事業
内 容	校内における支援体制の中心的な役割を担う教育相談主任について、期待される役割を担える人材として育成するため、研修内容の充実を図ります。			
年次別計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	教育相談主任研修内容の検討		実施	検証

環境の整備				
1 安心で魅力ある学校づくり (2) 学習支援の充実(再掲)				
放課後教室等の拡充(再掲)				
関連する取組み				新規事業
内容	児童・生徒が学年相応の基礎的な学力を確実に身に付けることができるよう、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、繰り返し学習や学びなおし、放課後教室での補充学習など、児童・生徒の状況に応じた指導方法や指導体制を工夫・改善し、学習支援の充実を図ります。			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年次別計画	放課後教室等の拡充		放課後教室等の拡充 結果の検証	放課後教室等のさらなる充実

環境の整備				
1 安心で魅力ある学校づくり (2) 学習支援の充実(再掲)				
ICTを活用した学習支援の充実(再掲)				
関連する取組み		- 1 - (3) - (P50) - 2 - (1) - (P63) - 2 - (4) - (P65)		新規事業
内容	児童・生徒の学習に対する興味・関心を高め、学習意欲の向上を図るとともに、それぞれの習熟度に応じた主体的選択に基づく深い学びとより一層わかる授業の実現に向けて、ICTを活用した学習支援の充実を図ります。			
	取組みにあたっては、「世田谷区教育の情報化推進計画第2期行動計画(平成30年度～平成33年度)」との整合を図ります。			
年次別計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	中学生への学習ソフトウェアによる自宅学習(e-ラーニング)支援等の試行・実施			

環境の整備				
1 安心して魅力ある学校づくり (3) 特色ある教育活動の充実				
自己肯定感を高める体験活動の拡充				
関連する取組み				新規事業
内 容	<p>児童・生徒が自己を表現し、周囲から認められることで自分の特性や得意分野に気付き、自己肯定感を高められるような体験活動の拡充に努めます。</p> <p>教育委員会は、特色ある学校づくり推進事業における効果的な事例を収集・整理し、各学校へ情報提供するなど、体験活動の計画・実践を支援します。</p>			
	年次別計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	自己肯定感を高める体験活動の事例収集・整理・情報提供	自己肯定感を高める体験活動の拡充	自己肯定感を高める体験活動の検証・改善	自己肯定感を高める体験活動の拡大・充実に努める

環境の整備																			
2 多様な教育機会の確保 (1) ほっとスクールの充実																			
ほっとスクール施設の整備																			
関連する取組み		新規事業																	
内 容	<p>定員の超過・遠距離通室の解消を図るため、(仮)希望丘複合施設内にほっとスクール「希望丘」を新規に開設します。</p> <p>また、ほっとスクール「城山」の建物の老朽化に伴い、「城山」を教育総合センターへ移転します。いずれも、居場所・学習・体験活動に必要なスペースの充実を図ります。</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>職員数</th> <th>定員</th> <th>開設/移転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希望丘 【開設】</td> <td>船橋 6-25-1 (仮称)希望丘複合施設 2階</td> <td>7名 程度</td> <td>35名</td> <td>平成31年2月 開設</td> </tr> <tr> <td>城山 【移転】</td> <td>若林 5-38-1 教育総合センター2階</td> <td>7名 程度</td> <td>35名</td> <td>平成33年度 移転</td> </tr> </tbody> </table>				名称	所在地	職員数	定員	開設/移転	希望丘 【開設】	船橋 6-25-1 (仮称)希望丘複合施設 2階	7名 程度	35名	平成31年2月 開設	城山 【移転】	若林 5-38-1 教育総合センター2階	7名 程度	35名	平成33年度 移転
	名称	所在地	職員数	定員	開設/移転														
希望丘 【開設】	船橋 6-25-1 (仮称)希望丘複合施設 2階	7名 程度	35名	平成31年2月 開設															
城山 【移転】	若林 5-38-1 教育総合センター2階	7名 程度	35名	平成33年度 移転															
年次別計画		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度														
		ほっとスクール「希望丘」開設 (2月)			ほっとスクール「城山」移転・充実														

環境の整備					
2 多様な教育機会の確保 (1) ほっとスクールの充実					
ほっとスクールにおける民間ノウハウの活用による学習・体験活動等の充実					
関連する取組み		新規事業			
内 容	<p>平成31年2月開設予定の「希望丘」について、その運営を民間団体等へ委託します。「希望丘」では、民間のノウハウを活かした事業運営を行わせるとともに、効果的な学習手法や魅力的な体験プログラムを開発・実践し、その成果を直営の2か所のほっとスクールにおいて活用します。その際、教育委員会が行う「新・才能の芽を育てる体験学習」の取組みとの連携についても検討を行います。</p> <p>平成33年度以降、ほっとスクール事業の今後の民間との協働のあり方について検証を行います。</p>				
	年次別計画		平成30年度	平成31年度	平成32年度
		ほっとスクール「希望丘」開設 (2月)	学習・体験活動等の 開発・試行	学習・体験活動等の開発・試行・活用	

環境の整備				
2 多様な教育機会の確保 (1) ほっとスクールの充実				
ほっとスクールにおけるICT等を活用した学習支援				
関連する取組み	- 1 - (3) - (P 5 0) - 1 - (2) - (P 6 0) - 2 - (4) - (P 6 5)		新規事業	
内 容	学力が不十分である児童・生徒や必ずしも毎日ほっとスクールに通うことができない児童・生徒もいることから、多様な学年、学習進度に応じた学習コンテンツが充実しているICTを活用した学習支援を行うとともに、ほっとスクール内外における学習支援の方策も検討し、学習機会の拡充を図ります。			
年次別計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	中学生への学習ソフトウェアによる自宅学習(e-ラーニング)支援等の試行・実施			
		ほっとスクール内外の学習支援検討		検討を踏まえた取組み

環境の整備				
2 多様な教育機会の確保 (1) ほっとスクールの充実				
ほっとスクールのスタッフを対象とした研修の充実				
関連する取組み			新規事業	
内 容	スーパーバイザーによる指導、経験豊富なスタッフによるOJT、事例研修の実施など、年間を通じた研修計画を策定し実施します。その際、教員向けの研修にほっとスクールのスタッフも参加するなど、既存の研修の活用も検討します。			
年次別計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	スタッフを対象とした研修 検討	スタッフを対象とした研修 実施		

環境の整備				
2 多様な教育機会の確保 (2) 特別支援学級等における指導				
特別支援学級等における指導				
関連する取組み		新規事業		
内 容	現在、世田谷中学校に設置されているひなぎく学級については、東京都教育委員会が推進する「特別支援教室」導入の動きと合わせ、学級としての位置付けや指導・支援のあり方について検討し、充実を図ります。			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年次別計画	「特別支援教室」の導入に伴う位置付けやあり方の検討	検討を踏まえた取組み	指導・支援の充実	

環境の整備				
2 多様な教育機会の確保 (3) 夜間中学校における受入れ				
夜間中学校における受入れ				
関連する取組み		新規事業		
内 容	三宿中学校に設置している夜間学級について、不登校の子どもの学びの場としての役割を持つことも認識し、不登校児童・生徒が学習の場を求める際の選択の一つになるよう、教育内容の検討に取り組むとともに、本人が希望した場合に受け入れられる体制整備について検討を進めます。			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年次別計画	夜間中学の受入れ方針の検討		方針を踏まえた体制の整備検討	

環境の整備				
2 多様な教育機会の確保 (4) ICTを活用した学習支援				
ICT等を活用した自宅等学校外における学習の支援				
関連する取組み	- 1 - (3) - (P 5 0) - 1 - (2) - (P 6 0) - 2 - (1) - (P 6 3)	新規事業	新規	
内 容	<p>不登校児童・生徒の多くは主に自宅で過ごしていることを踏まえ、多様な学年、学習進度に応じた学習コンテンツが充実しているICTの活用により学習機会の拡充を図ります。</p> <p>支援の試行にあたっては、学校の出席日数や教育課程との関係についても留意します。また、児童・生徒の状態を把握できるコミュニケーション・ツールの機能や自宅以外の場への関心を高める工夫を検討します。</p>			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年次別計画	中学生への学習ソフトウェアによる自宅学習(e-ラーニング)支援等の試行・実施			
			小学生への支援の検討	

環境の整備				
2 多様な教育機会の確保 (5) フリースクール等民間施設、団体との関係の構築				
(仮称)連絡協議会の設置				
関連する取組み		新規事業	新規	
内 容	<p>フリースクール等民間施設・団体と教育委員会、学校関係者が定期的・継続的に集まり、不登校の児童・生徒を支援するための情報共有や意見交換を行う場として「(仮称)連絡協議会」を設置します。</p>			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年次別計画	(仮称)連絡協議会の設置に向けた検討		(仮称)連絡協議会の設置、協議会の開催	(仮称)連絡協議会の前年度実施内容の検証、充実

環境の整備				
2 多様な教育機会の確保 (6) 関係機関・地域との学習支援における連携				
保健福祉領域と連携した支援情報の提供				
関連する取組み		新規事業		新規
内容	<p>区や関係機関が実施する学習支援や自己有用感を高める体験活動に関する情報を関係所管と一覧化し、学校はもとより、教育相談室、SCやSSW等の支援者が共有し、それを適時に児童・生徒、保護者へ提供します。</p> <p>なお、民間が実施する同様の支援に関する情報の提供についても、民間団体等との関係構築の中で検討します。</p>			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年次別計画	領域間の連携の確認 支援情報の整理、一 覧化	支援情報の更新・共有、適時の提供		

保護者・家庭への支援の充実				
1 支援の充実 (1) 心理的負担の軽減				
保護者のつどいの充実				
関連する取組み		新規事業		
内容	<p>不登校保護者のつどいについて、具体的な情報提供のさらなる充実を図るとともに、不登校の悩みを抱える、より多くの保護者に参加してもらえるよう、夜間開催の回数を年間3回以上に増やします。</p> <p>また、ほっとスクールに通室する児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため、不登校保護者のつどいへの参加を案内するほか、保護者同士の情報交換が行える機会を検討します。</p>			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年次別計画	保護者のつどい 夜間開催の年間3回 以上の実施	保護者のつどい 回数も含めた前年度 実施内容の検証	検証結果を踏まえたさらなる充実	

保護者・家庭への支援の充実				
1 支援の充実 (2) 不登校理解の促進				
「保護者向けハンドブック」の作成・活用				
関連する取組み		新規事業		新規
内容	<p>不登校状態になった際の子どもとの接し方や学校との関わり方、相談機関など、不登校に関する様々な情報を提供する「保護者向けハンドブック」を作成し、当事者である保護者に配布し負担の軽減を図るとともに、不登校理解の促進に活用します。</p> <p>作成にあたっては、現に不登校となっている児童・生徒の保護者だけでなく、我が子が不登校にならないまでも、学校生活や家庭の状況において様々な悩みや苦しみを抱えるすべての保護者の悩みや不安に寄り添った内容とします。</p>			
	年次別計画	平成30年度 保護者向けハンドブックの作成、配布	平成31年度 保護者向けハンドブックの配布、内容の検証・改定	平成32年度 保護者向けハンドブックの配布、内容の検証・改定

保護者・家庭への支援の充実				
1 支援の充実 (2) 不登校理解の促進				
地域・家庭への理解促進				
関連する取組み		新規事業		新規
内容	<p>不登校児童・生徒、保護者、家庭の支援に当たっては、当事者以外の周囲の理解が不可欠です。</p> <p>地域や家庭における不登校理解の促進のため、いわゆるペアレントトレーニングなども含め多くの方々に参加できる学習機会のしくみを構築する等、PTAや家庭教育学級と連携した取組みについて検討します。</p>			
	年次別計画	平成30年度 PTA・家庭教育学級との連携に向けた検討	平成31年度 検討を踏まえた取り組み	平成32年度 取り組みの検証

第5章 計画の推進体制

第5章では、計画の推進に係る進捗管理、今後の検討体制について定めます。

1 進捗状況の確認

本プランに基づく取組みの進捗について、年度ごとに確認を行うとともに、必要に応じて取組みの見直しを行います。

2 今後の検討体制

本プランに基づく取組みの進捗状況については、毎年度、世田谷区不登校対策検討委員会へ報告し、意見をいただきます。

3 児童・生徒、保護者の意見の反映

Q - U調査、教育相談室やほっとスクール等の教育相談事業、さらには保健福祉領域で実施する子どもの生活実態調査等を通じて、当事者である不登校児童・生徒とその保護者の声を的確に捉えて、本プランの見直しに反映させます。

資料編

資料編目次

- 1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針
- 2 世田谷区不登校対策検討委員会設置要綱
- 3 世田谷区不登校対策検討委員会委員名簿
- 4 世田谷区不登校対策検討委員会検討経過
- 5 世田谷区不登校対策検討委員会まとめ
- 6 平成29年度世田谷区教育推進会議（第3回）の実施結果
- 7 用語解説